



# 第4期 輪之内町 ささえあいプラン

輪之内町地域福祉計画

輪之内町地域福祉活動計画

輪之内町成年後見制度利用促進基本計画

輪之内町再犯防止推進計画

令和5年度～令和9年度

みんなが元気に参画できる、  
交流と多様性のあるまちづくり

1

あなたの思いが  
地域をつくる

2

支援が行き届く  
まちをつくる

3

安心・安全な  
まちをつくる

令和5年3月

輪之内町  
輪之内町社会福祉協議会



## はじめに

本町では、平成30年に策定した「第3期輪之内町ささえあいプラン」において、「もっとぬくもりのあるささえあいのまちをめざして」を基本理念に掲げ、地域福祉の発展と充実に取り組んでまいりました。

第3期計画の策定以降、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化により、これまでのような地域における人とのつながりが希薄化してきています。それに伴い、社会的孤立や8050問題、生活困窮など、地域における生活課題は複雑・複合化してきています。加えて新型コロナウイルス感染症により地域での交流が長期間抑制された結果、再びコロナ禍前の地域活動を取り戻すことができるのか新たな課題となっています。

このような社会状況を踏まえ、「みんなが元気に参画できる、交流と多様性のあるまちづくり」を基本理念として、高齢者、障がいのある人、子どもをはじめ、町民一人ひとりが地域の中で支えあう地域共生社会を推進するために、「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を一体化した「第4期輪之内町ささえあいプラン」を策定しました。

本計画の推進にあたっては、町や町社会福祉協議会はもちろん、地域住民やボランティアの皆さま、区、民生委員児童委員をはじめとする関係団体、各種福祉事業所などの関係機関が協働して取り組むことが重要です。今後とも引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました輪之内町地域福祉推進委員会委員の皆さま、アンケートやヒアリング調査、意見交換会にご協力いただいた皆さま、並びに計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

輪之内町長 木野 隆之

輪之内町社会福祉協議会長 神戸 孝司

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 地域福祉とは .....	1
2 地域福祉を取り巻く動きと社会動向 .....	1
3 輪之内町の動きと計画策定の趣旨 .....	4
4 計画の位置付け .....	5
5 計画の期間 .....	6
6 策定の手法 .....	7
7 策定の体制 .....	7
<b>第2章 輪之内町の地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	8
1 人口等の状況 .....	8
2 地域福祉団体の状況 .....	16
3 アンケート調査からみる住民や活動者の意識 .....	19
4 団体ヒアリング調査からみる状況 .....	32
5 意見交換会からみる状況 .....	35
6 第3期計画の取組みと評価 .....	37
7 課題のまとめ .....	42
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	44
1 基本理念 .....	44
2 地域の考え方と圏域 .....	44
3 基本目標 .....	45
4 計画の体系 .....	46
<b>第4章 施策の展開</b> .....	47
基本目標1 あなたの思いが地域をつくる .....	48
基本目標2 支援が行き届くまちをつくる .....	55
基本目標3 安心・安全なまちをつくる .....	60

<b>第5章 成年後見制度利用促進基本計画</b> .....	65
1 計画策定の趣旨 .....	65
2 計画の位置付け .....	67
3 計画の期間 .....	67
4 町の概況 .....	67
5 輪之内町成年後見制度利用促進に関するニーズ調査の結果 .....	68
6 本町における成年後見制度の課題 .....	69
7 施策の展開 .....	70
8 計画の推進 .....	71
<b>第6章 再犯防止推進計画</b> .....	74
1 計画策定の趣旨 .....	74
2 計画の基本方針 .....	74
3 計画の期間 .....	75
4 町の概況 .....	75
5 施策の展開 .....	75
<b>第7章 計画の推進</b> .....	76
1 計画の推進体制 .....	76
2 計画の進捗管理 .....	76
<b>資料編</b> .....	77
1 輪之内町地域福祉推進委員会設置要綱 .....	77
2 委員名簿 .....	79
3 策定経過 .....	80
4 用語解説 .....	81



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉とは

地域には、高齢で介護を必要とする人、認知症や障がい等で見守りを必要とする人、子育てや介護で悩んでいる人、働きたくても仕事がない人等、様々な困りごとを抱えている人がいます。

地域福祉とは、そういった地域での困りごとを住民や地域福祉団体、社会福祉協議会、町が協働して解決し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取り組みです。

## 2 地域福祉を取り巻く動きと社会動向

### (1)地域共生社会の実現

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族どうしの助けあいにより、暮らしが支えられてきました。しかし、近年、少子高齢化、核家族化の進行等、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。ダブルケアやヤングケアラー、8050問題等、ニーズの多様化・複雑化に伴い、これまでの福祉施策では対応が困難なケースが浮き彫りになってきています。

また、令和7（2025）年には団塊世代が75歳となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えます。その後令和22（2040）年には、高齢者人口が最大になる一方で現役労働人口が激減し担い手不足が深刻化すると予測されています。

「地域共生社会」とはこのような状況に対して、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていく社会を目指すものです。

「地域共生社会」の実現に向けて、行政や専門職だけでなく、住民一人ひとりが地域で互いに支えあい、助けあうことが必要となっています。

### (2)国の動向

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年5月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」の成立により、社会福祉法の一部も改正され、平成30年4月に施行されました。改正社会福祉法では地域福祉推進の理念の規定、市町村による包括的な支援体制の整備、地域福祉計画の充実について規定されました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立し、一部を除き令和3年4月に施行されています。市町村における既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設することが明記されています。

## ■改正社会福祉法概要(平成30年4月施行)

### ①地域福祉推進の理念を規定

○支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す

### ②包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### ③地域福祉計画の充実

○市町村の地域福祉計画の策定が努力義務とされる

## ■重層的支援体制整備事業の概要

○包括的な相談支援…地域生活課題を抱える地域住民、家族、関係者からの相談に包括的に対応（第106条の4第2項第1号）

○参加支援…社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する活動の機会の提供（第106条の4第2項第2号）

○地域づくり支援…地域生活課題の解決に係る体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等（第106条の4第2項第3号）

## (3)県の動向

国の動きを受けて、岐阜県では、社会福祉法第108条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援するため、「第四期岐阜県地域福祉支援計画」を平成31年3月に策定しています。計画期間は、令和元年度から令和5年度となっています。

### ■第四期岐阜県地域福祉支援計画の概要

【理念】誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり

- 【施策の柱】
- 1 地域における分野横断的な支援体制の整備
  - 2 市町村の地域福祉推進への支援
  - 3 福祉人材の確保・育成
  - 4 福祉サービスの適切な利用促進
  - 5 市町村における包括的な支援体制整備への支援



## (4)SDGsへの取組みについて

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、先進国を含む国際社会全体の開発目標として平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択されました。SDGs は、令和 12（2030）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では、平成 28 年に「SDGs 推進本部」を設置し、平成 29 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において「SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組みを推進していくことが重要」としています。






輪之内町では、SDGs の視点を取り入れ、地域福祉施策を推進していきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典：国際連合広報センターホームページ)

■輪之内町ささえあいプランと関連性の高い目標

<p><b>目標1：貧困をなくそう</b></p> <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>  <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>目標2：飢餓をゼロに</b></p> <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p><b>目標3：すべての人に健康と福祉を</b></p> <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p><b>目標10：人や国の不平等をなくそう</b></p> <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p><b>目標16：平和と公正をすべての人に</b></p> <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>  <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p><b>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう</b></p> <p><b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

### 3 輪之内町の動きと計画策定の趣旨

輪之内町（以下、「本町」という）では、本町の策定する「輪之内町地域福祉計画」と、輪之内町社会福祉協議会（以下、「社協」という）の策定する「輪之内町地域福祉活動計画」を一体とした「第3期輪之内町ささえあいプラン」（以下、「前回計画」という）を平成30年3月に策定しました。計画期間が令和4年度末に終了するため、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第4期輪之内町ささえあいプラン」（以下、「本計画」という）を策定しました。

本計画は、住民や団体、事業者の意見、国における地域福祉に係る制度改正、県の動向等を踏まえ、住民の参画を図りながら策定しました。

## 4 計画の位置付け

### (1) 計画の法的根拠

『地域福祉計画』は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、福祉分野の上位計画として、「町の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める計画」です。一方、社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図る団体と定義されている社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、「住民や福祉・保健等の関係団体・事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画」です。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき策定する『成年後見制度利用促進基本計画』、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づき策定する『再犯防止推進計画』の内容を含めるものとします。

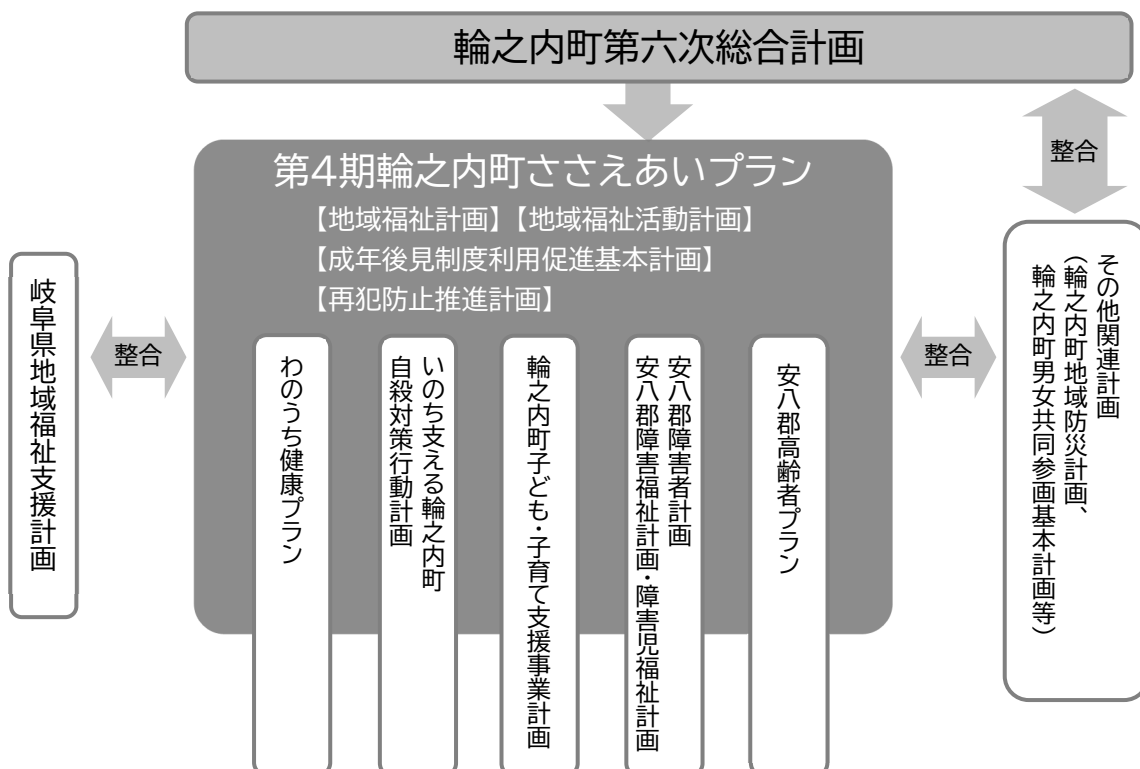
### (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

町と社協は地域福祉という視点では同一です。今後も町と社協が地域課題や地域福祉推進の理念、方向性を共有化し、より具体的・効果的な取組みを連携しながら行うため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

### (3) 関連計画との関連性

本計画は、輪之内町総合計画を上位計画とします。また、福祉分野の上位計画として位置付けます。

#### ■他分野の計画との関係図



## 5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

計画の最終年度である令和9年度には、本計画の評価・見直しを行い、次期計画に反映させます。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9				
総合計画	第五次(H24~R3)				第六次(R4~R13)									
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第3期輪之内町ささえあいプラン					第4期輪之内町ささえあいプラン								
成年後見制度利用促進 基本計画														
再犯防止推進計画														
安八郡高齢者プラン	第7期 (H30~R2)		第8期 (R3~R5)			第9期 (R6~R8)								
安八郡障害者計画	第3次(R27~R2)			第4次(R3~R8)										
安八郡障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期/第1期 (H30~R2)		第6期/第2期 (R3~R5)			第7期/第3期 (R6~R8)								
輪之内町子ども・ 子育て支援事業計画	1期 (H27~R1)	2期(R2~R6)				3期(R7~)								
輪之内町健康計画 輪之内町食育推進計画	第2期 第1期 (H23~R2)													
わのうち健康プラン				(R3~R7)				(R8~)						
・輪之内町健康計画				第3期				第4期						
・輪之内町歯と口腔の 健康づくり推進計画				第1期				第2期						
・輪之内町食育推進計画				第2期				第3期						
いのち支える輪之内町 自殺対策行動計画	1期 (H30~R2)		2期(R3~R7)					3期 (R8~)						

## 6 策定の手法

### ①町民意識調査(令和3年12月)

町内18歳以上の1,600人を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するため実施しました。

### ②福祉活動者調査(令和3年12月～令和4年1月)

町内で福祉活動を行う団体・組織を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するため実施しました。

### ③事業者関係者調査(令和3年12月～令和4年1月)

町内の事業者関係者を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するため実施しました。

### ④関係団体等に対する調査(団体ヒアリング、令和4年8月)

町内で活動している団体を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するため実施しました。

### ⑤意見交換会(令和4年10月～12月)

福祉活動者を対象に、今後の地域のあり方についての意見交換を実施しました。

### ⑥パブリックコメント(令和5年1月)

計画案に対し、パブリックコメントによる意見募集を実施しました。

## 7 策定の体制

本計画の策定にあたっては、地域住民団体、福祉関係団体等から構成された「輪之内町地域福祉推進委員会」にて、計画の策定に関する検討・協議を行いました。

## 第2章 輪之内町の地域福祉を取り巻く現状と課題

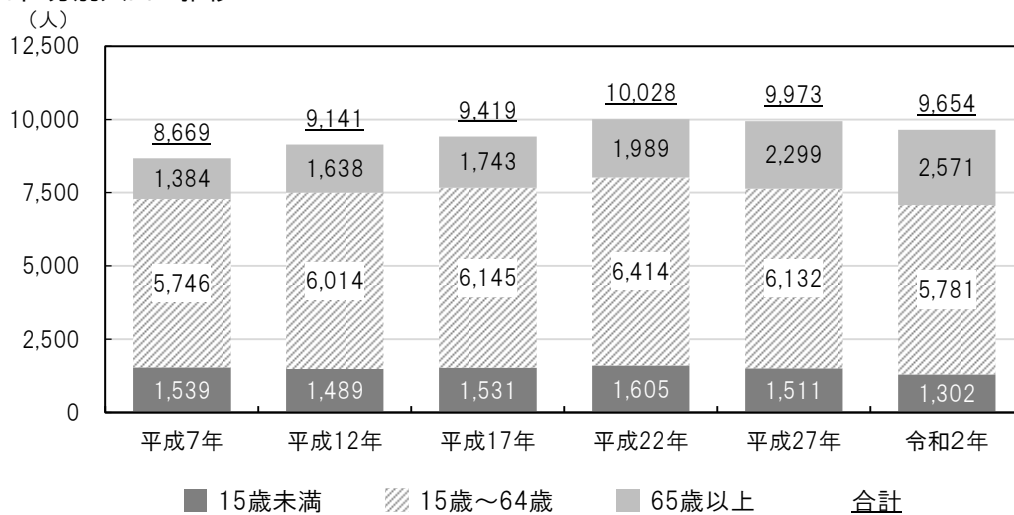
### 1 人口等の状況

#### (1)年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は平成22年を境に減少しており、令和2年では9,654人となっています。年齢3区分別でみると、15歳未満の人口は平成22年から減少しているのに対し、65歳以上の人口は増加し続けています。

令和2年の年齢3区分別人口割合を全国、岐阜県と比較すると、65歳以上人口比率（高齢化率）は、全国、岐阜県より低くなっています。一方で、15歳未満、15～64歳の人口比率は、岐阜県、全国に比べ高い割合となっています。

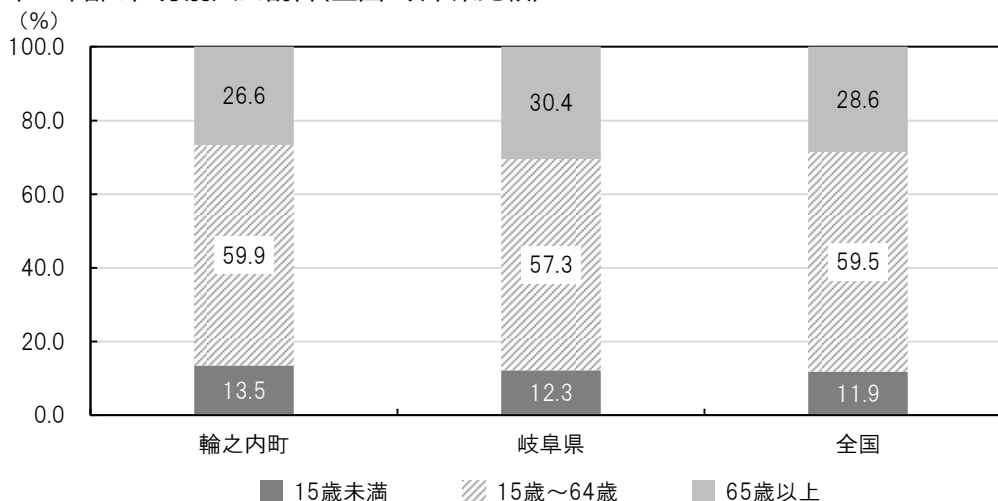
#### ■年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳者が含まれるため、3区分別人口の合計とは一致しない場合があります。

資料：国勢調査

#### ■令和2年の年齢3区分別人口割合(全国・岐阜県比較)

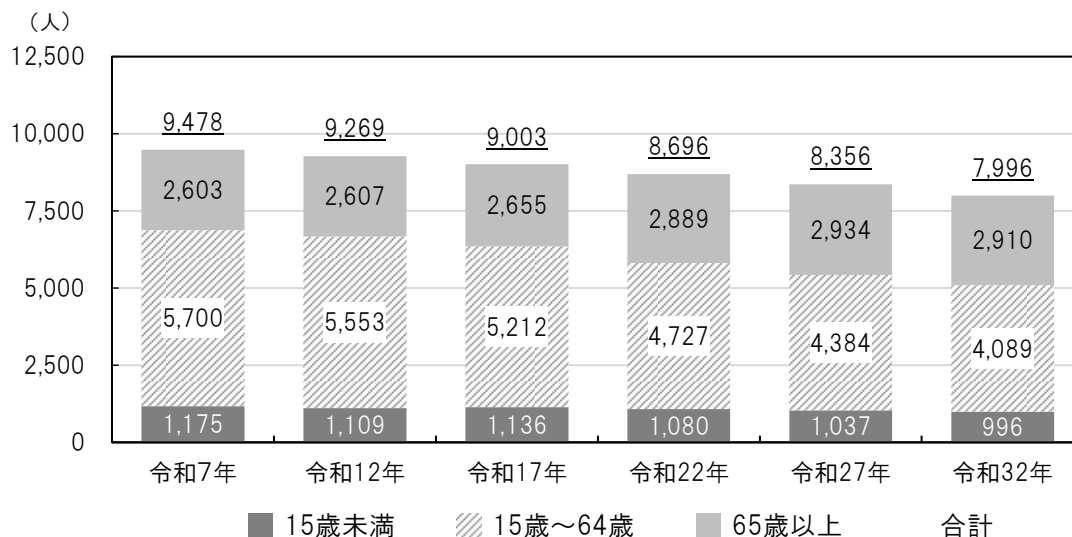


資料：国勢調査

## (2)年齢3区分別人口の推計

本町の総人口は今後も減少すると見込まれています。年齢3区分別にみると、15歳未満の人口と15歳～64歳の人口が減少すると見込まれているのに対して、65歳以上の人口は増加すると見込まれています。

### ■年齢3区分別人口の推計

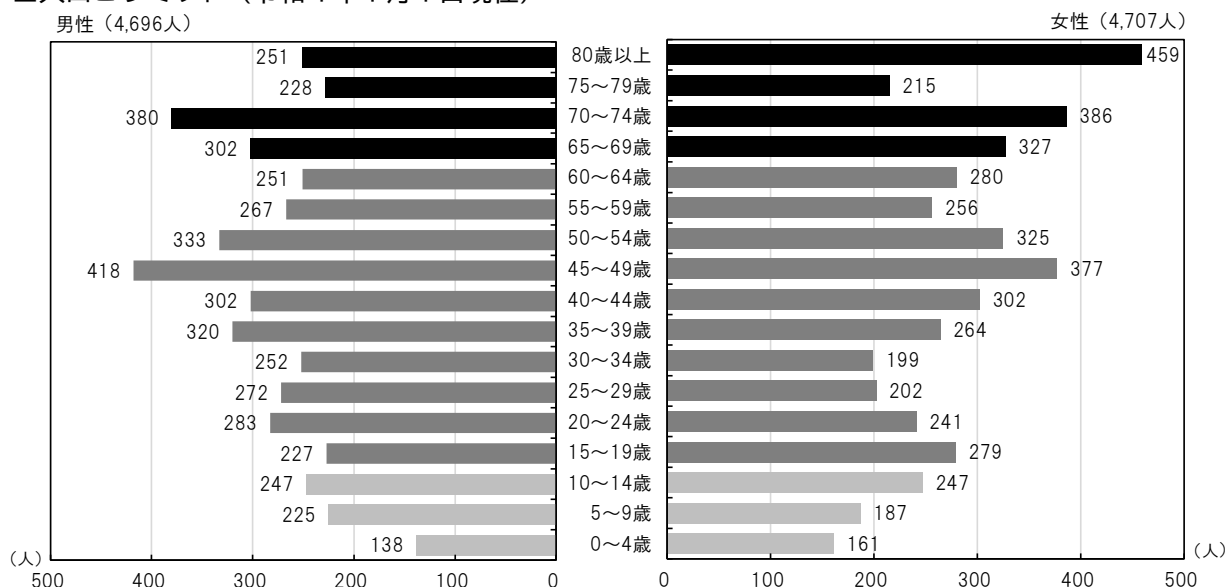


資料：第六次輪之内町総合計画

## (3)人口構成の状況

令和4年1月1日時点の本町の男女別・年齢階層別人口は、人口が多い層が男性で45～49歳、70～74歳、女性で45～49歳、70～74歳、80歳以上となっています。なお、80歳以上の人口数では女性が男性を大幅に上回っています。

### ■人口ピラミッド（令和4年1月1日現在）

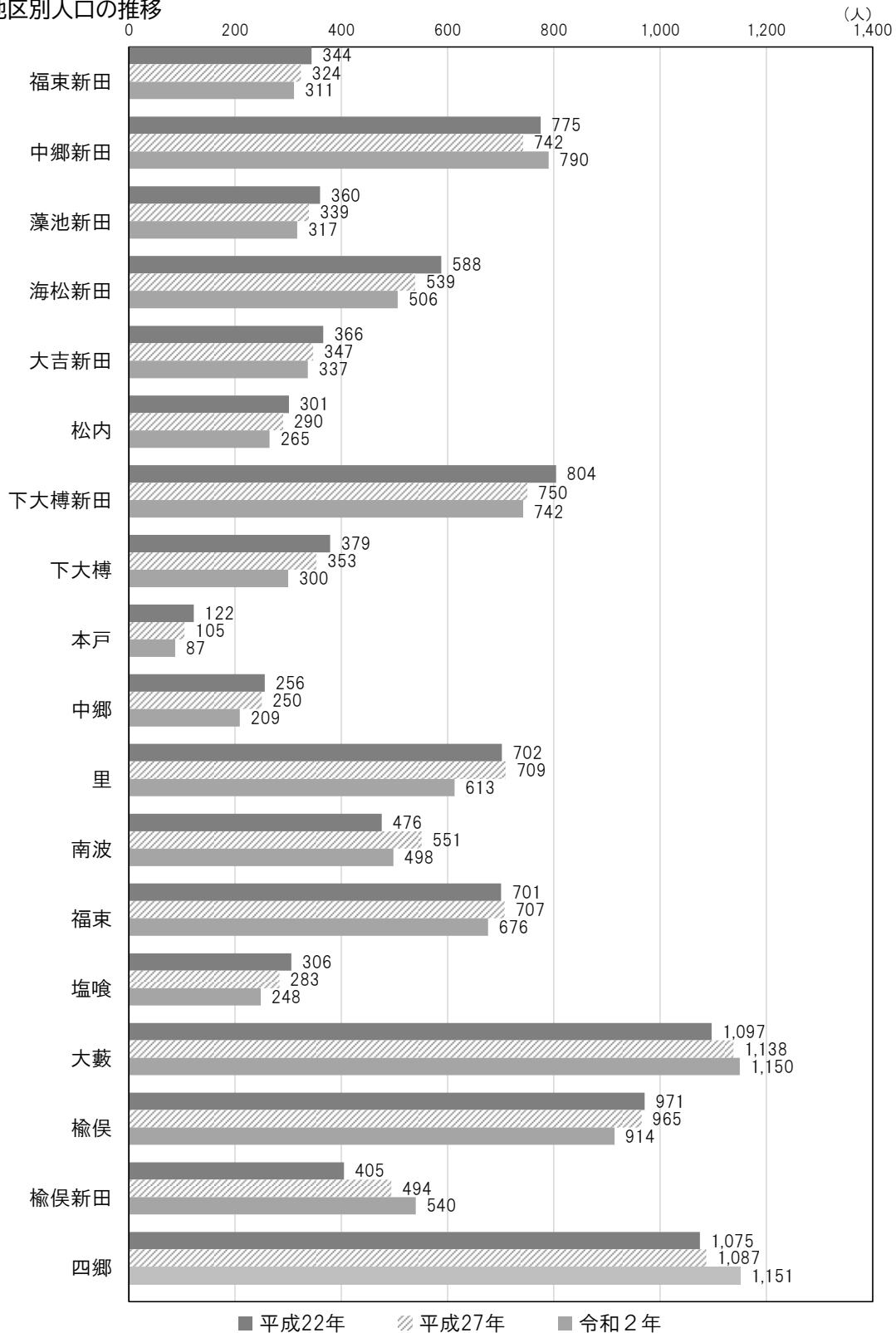


資料：輪之内町統計資料編

#### (4)地区別人口の状況

地区別人口は、平成22年から令和2年にかけて、多くの地区で人口が減少している一方、中郷新田、大藪、楡俣新田、四郷では人口が増加しています。

■地区別人口の推移



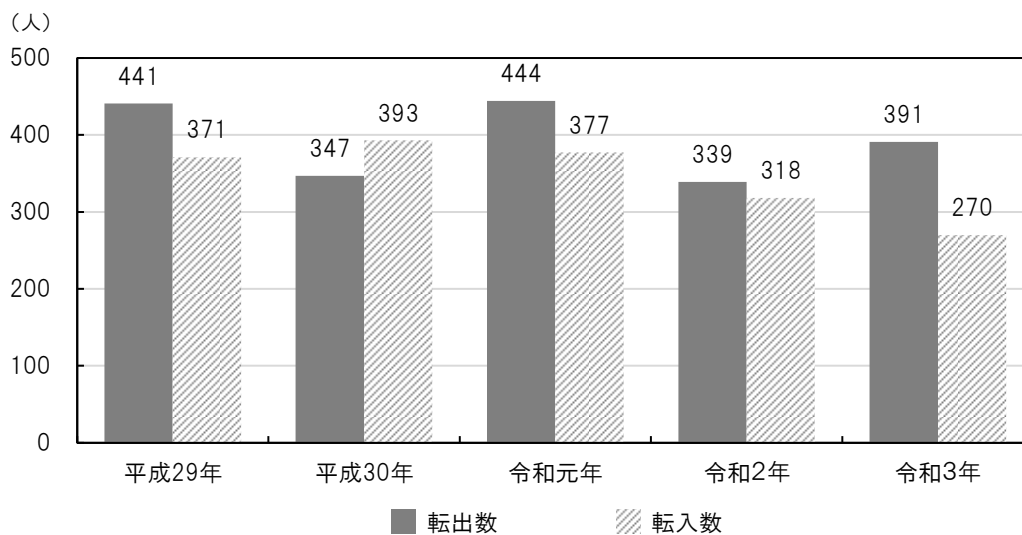
資料：国勢調査



## (5)社会動態(転入・転出)の推移

社会動態は、令和3年で転出数が391人、転入数が270人となっており、令和元年以降は社会減となっています。

### ■社会動態(転出・転入)の推移

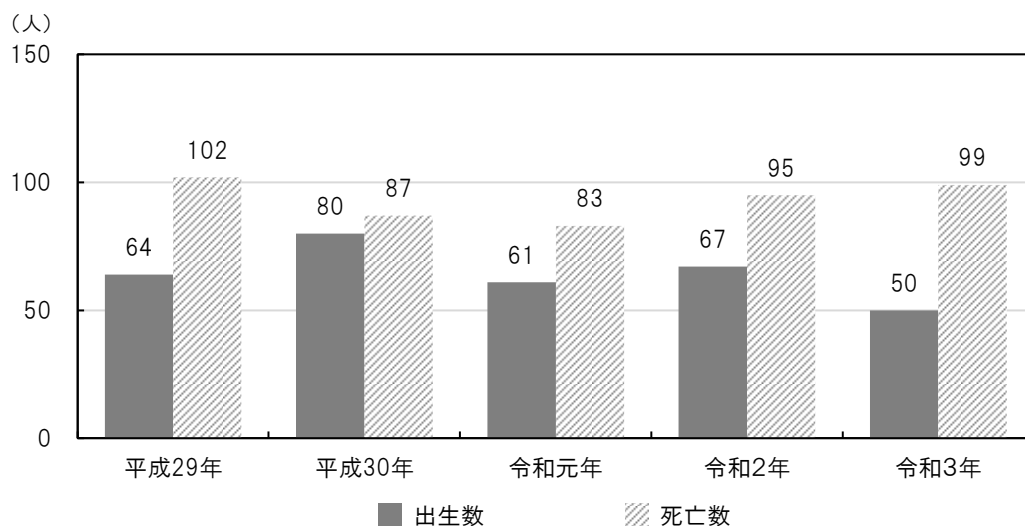


資料：輪之内町統計資料編

## (6)自然動態(出生・死亡)の推移

自然動態は、令和3年で出生数が50人、死亡数が99人となっており、平成29年以降一貫して自然減となっています。

### ■自然動態(出生・死亡)の推移

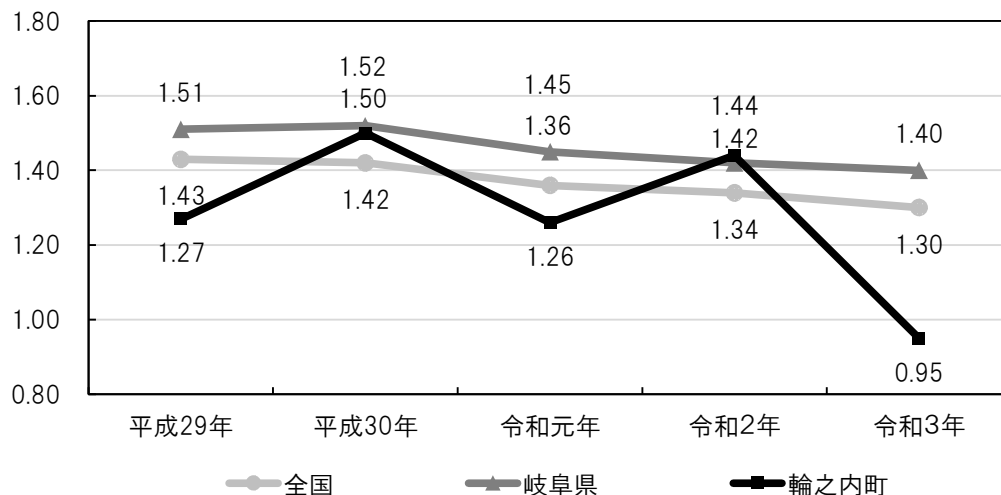


資料：輪之内町統計資料編

## (7)合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、増減を繰り返しつつ減少傾向で推移しています。全国、岐阜県と比較すると、令和2年は全国、岐阜県を上回っていますが、平成29年、令和元年、令和3年は全国、岐阜県を下回っています。

### ■合計特殊出生率の推移

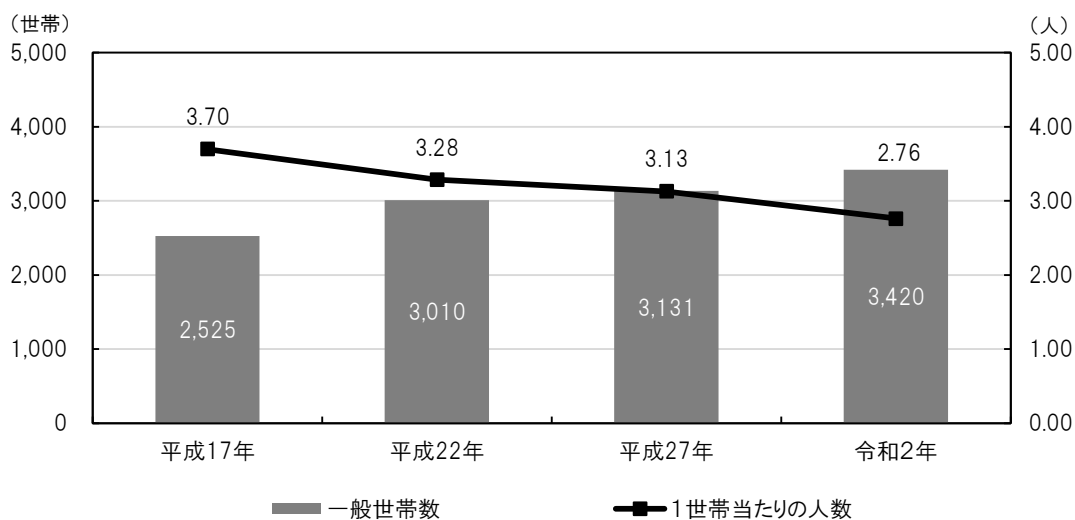


資料：輪之内町統計資料編

## (8)一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は増加を続けており、令和2年には3,420世帯となっています。一方、1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、令和2年には2.76人となっています。

### ■一般世帯数及び1世帯当たりの人数の推移

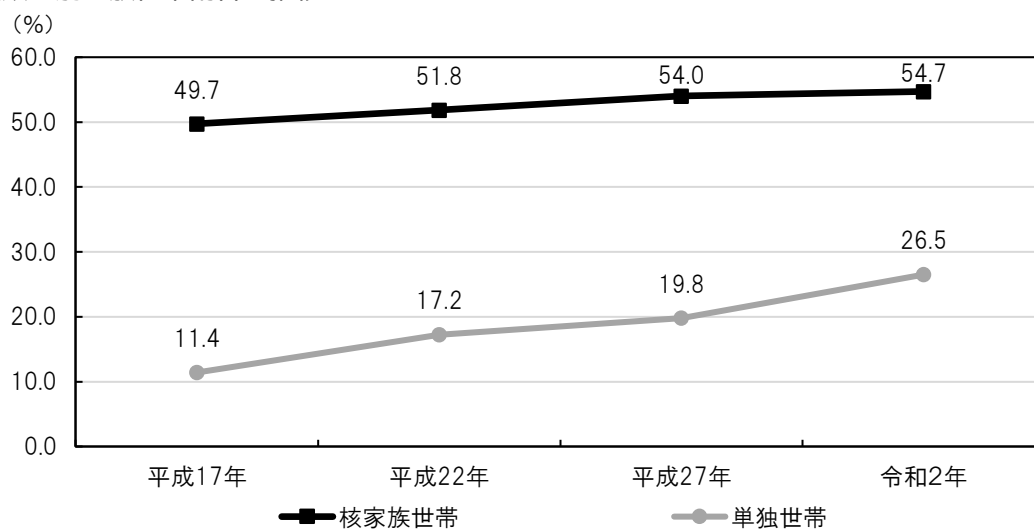


資料：国勢調査

## (9) 家族類型別一般世帯割合の推移

核家族世帯割合、単独世帯割合はいずれも増加傾向にあり、令和2年にはそれぞれ54.7%、26.5%となっています。

■ 家族類型別一般世帯割合の推移

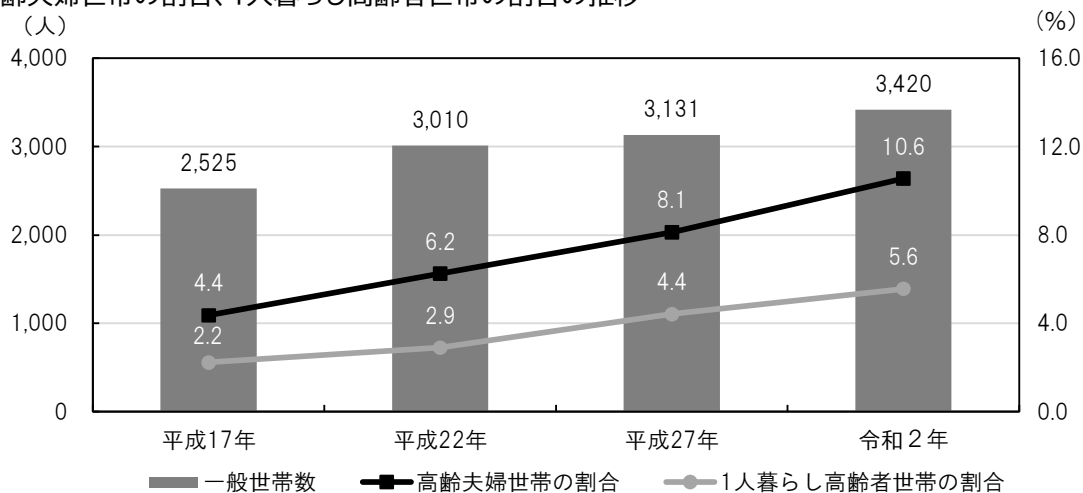


資料：国勢調査

## (10) 高齢者世帯数の推移

高齢夫婦世帯割合、1人暮らし高齢者世帯割合はいずれも増加傾向にあり、令和2年にはそれぞれ10.6%、5.6%となっています。

■ 高齢夫婦世帯の割合、1人暮らし高齢者世帯の割合の推移



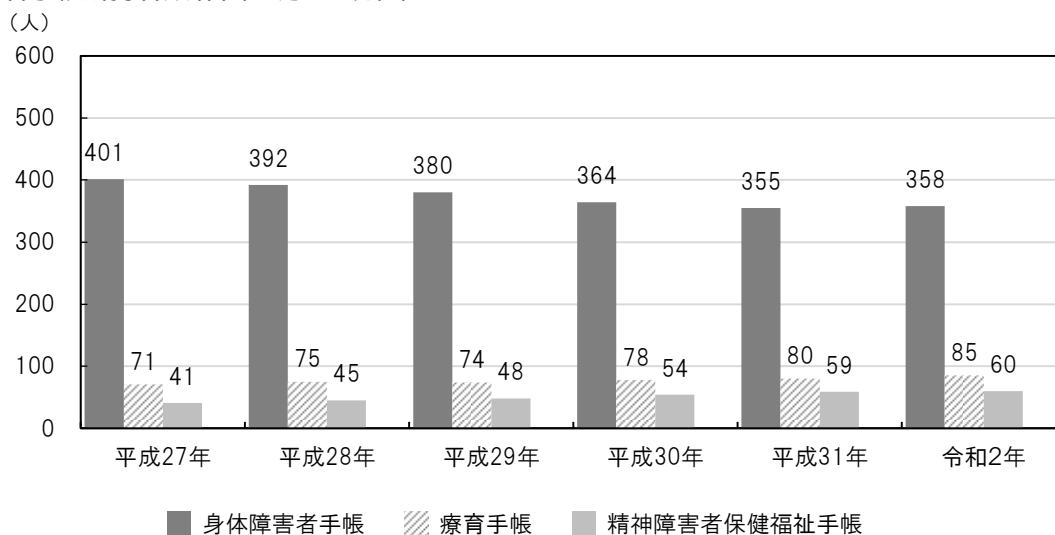
※高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみ世帯

資料：国勢調査

## (11)障害者手帳所持者数の推移

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあります。

### ■障害者手帳所持者数(各年4月1日現在)

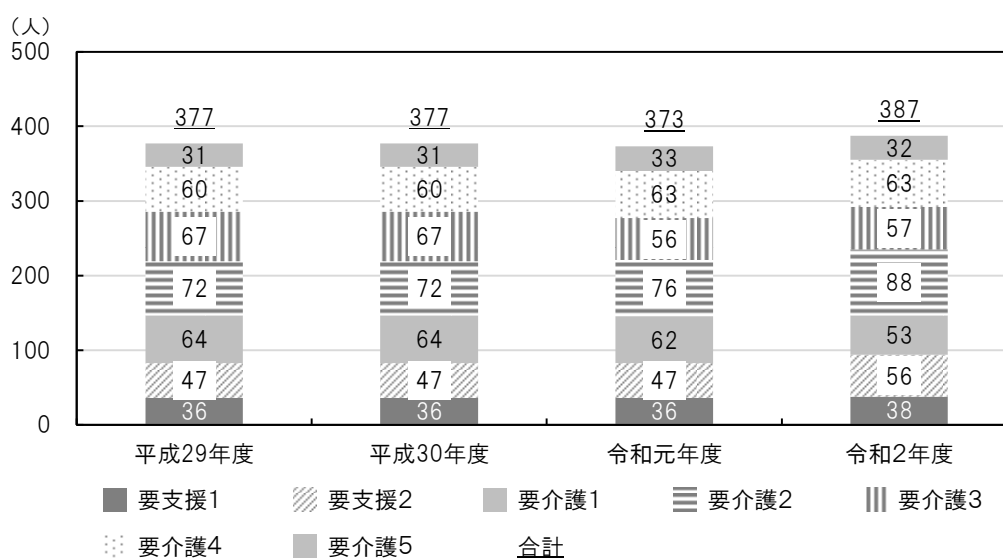


資料：第6期安八郡障害福祉計画・第2期安八郡障害児福祉計画

## (12)要支援・要介護認定者数の推移

介護保険における要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和2年度には387人となっています。特に、要介護2で増加傾向となっています。

### ■要支援・要介護認定者数の推移(各年3月31日現在)

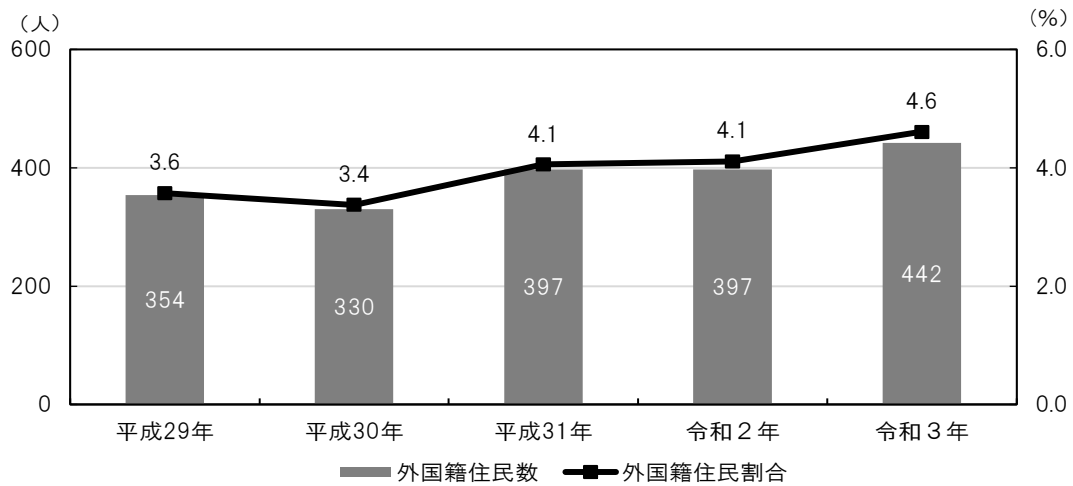


※第2号被保険者(40歳以上65歳未満)含む  
資料：輪之内町統計資料編

### (13)外国籍住民数の推移

外国籍住民数は増加傾向にあり、令和3年には442人で、総人口に占める割合は4.6%となっています。

■外国籍住民数の推移(各年1月1日現在)



資料：輪之内町統計資料編

## 2 地域福祉団体の状況(令和5年1月1日現在)

### (1) 地域団体

	地区別			合計
	仁木	福束	大藪	
民生委員児童委員数(人)	7	6	9	22
福祉委員数(人)	30	15	13	58
子ども会	子ども会数	10	7	11
	会員数(人)	224	195	492
老人クラブ	単位クラブ数	4	6	6
	会員数(人)	349	304	404
青少年育成地区推進委員数(人)	8	9	8	25
食生活改善推進員数(人)	16	12	9	37

### (2) ボランティア団体

#### ① 輪之内町ボランティア連絡協議会構成団体

団体名	会員数 (人)	主な活動内容	活動回数	対象者
ひまわり	16	ひとり暮らし高齢者対象の「ふれあいサロン」や、高齢者対象の「ひまわりサロン」でのレクリエーションや会食会等のふれあい活動。	年 12 回	ひとり暮らし 高齢者、 障がい者
アマチュア無線サークル	5	災害時における救援・救助活動。	随時	特定せず
明日葉会	2	特養あすわ苑等での活動。 その他ボランティア活動。	月1~2回位	特定せず
ホットケアクラブ	4	有資格者による福祉施設での補助活動及び話し相手。	随時	たんぼぼの里 利用者
ひよっこサークル	3	児童センター利用者の小学生と一緒に軽食またはおやつ作り。	月1回	児童センター 利用の小学生
食生活改善協議会	37	「健康な食習慣づくり」の学習と実習を通じて、生活習慣病を予防して健康なからだづくり、地域の仲間づくり等の地域活動。	年間 21 回	寝たきり 高齢者、 ひとり暮らし 高齢者
災害ボランティア コーディネーター連絡会	20	災害時におけるボランティアの連絡、調整及びコーディネート。	随時	特定せず

## ②その他の団体

団体名	会員数
赤十字奉仕団	25
ライフサポートわのうち	17
女性会議	30

## (3)福祉・介護・医療事業者等

名称	サービスの種類
<b>1. 行政</b>	
輪之内町福祉課	
・子ども家庭総合支援拠点	子育て支援
・成年後見支援センター	成年後見制度利用促進
輪之内町地域包括支援センター	
輪之内町保健センター	
・子育て世代包括支援センター	子育て支援
認定こども園(仁木・福束・大藪)	
・地域子育て支援センター	子育て支援
<b>2. 社会福祉</b>	
輪之内町社会福祉協議会	
・成年後見支援センター	成年後見制度利用促進
・基幹相談支援センター	障がい者支援
<b>3. 介護保険</b>	
あみーご倶楽部輪之内	有料老人ホーム
あみーごライフ輪之内	訪問介護
デイサービス一休	通所介護
有料老人ホーム 一休	有料老人ホーム
さくら悠輪苑	認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護
泰寿デイサービスセンター	地域密着型通所介護
有料老人ホーム なごみの	有料老人ホーム
グループホームナンウエーブ	認知症対応型共同生活介護
特別養護老人ホーム ハピネスビラ	短期入所生活介護、介護老人福祉施設
訪問看護ステーションまごころ	訪問看護
居宅介護支援事業所ゆとり	居宅介護支援
デイサービス リハスル	通所介護
介護老人保健施設 輪之内ビラ	短期入所療養介護、介護老人保健施設
ケアマネステーションわのうち	居宅介護支援
輪之内町デイサービスセンター	通所介護
輪之内町地域包括支援センター	予防支援

名称	サービスの種類
<b>4. 医療機関</b>	
荒川医院	居宅療養管理指導
西脇医院	訪問看護、居宅療養管理指導
輪之内クリニック	訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導
いちはし歯科医院	居宅療養管理指導
野田歯科医院	居宅療養管理指導
<b>5. 障がい者福祉</b>	
エフピコ愛パック岐阜選別センター	障害者就労継続支援A型
輪之内町障害福祉サービス事業所たんぼ ぼの里	障害者就労継続支援B型、生活介護
特定相談支援事業所わのう	計画相談支援
<b>6. 児童福祉</b>	
輪之内町発達支援教室そら	児童発達支援
輪之内町児童センター	児童厚生施設



### 3 アンケート調査からみる住民や活動者の意識

#### (1)アンケート調査の概要

アンケート調査は、住民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため下記のとおり実施しました。

##### ■実施概要

区分	対象者	調査期間	調査方法
町民	18歳以上の町民から無作為に抽出した1,600人	令和3年 12月15日～12月28日	郵送配布、郵送回収 Web回答・回収
福祉活動者	地域で活動している福祉に関する活動者183人	令和3年12月23日～ 令和4年1月19日	郵送配布、郵送回収
福祉事業者	地域で活動している福祉に関する事業者17事業所	令和3年12月23日～ 令和4年1月19日	郵送配布、郵送回収

##### ■回収結果

区分	回収数	回収率
町民	554件（郵送：457件 Web：97件）	34.6%
福祉活動者	100件	54.6%
福祉事業者	13件	76.5%

#### (2)グラフ等をみる際の留意点

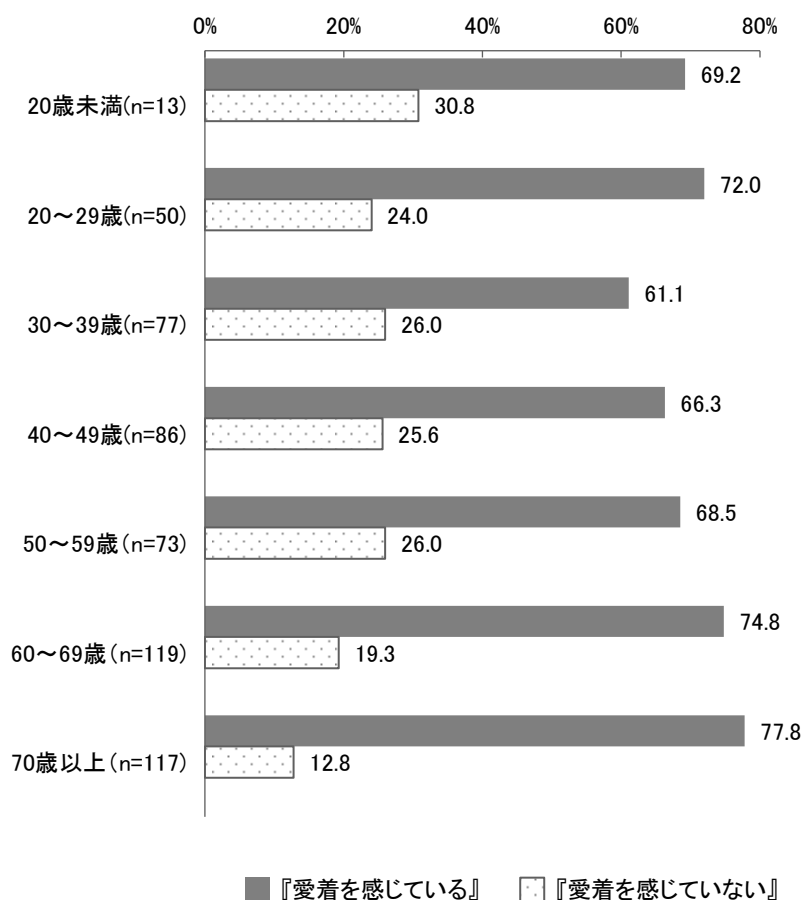
- グラフや表中の「n」とは、number of cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表しています。
- グラフ中の「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問（1つだけに○をつけるもの）であっても、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合（あてはまるものすべてに○をつけるもの等）は、「n」に対する各選択肢の回答者数の割合を示します。そのため、合計が100.0%となりません。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ中の「前回調査」は平成29年10月に実施したアンケート調査です。

### (3)アンケート調査結果の概要

#### 【町民】

##### ①地域に対して愛着を感じているか

お住まいの地域に対し、愛着を感じているかについて、年齢別でみると、20～29歳、60～69歳、70歳以上で『愛着を感じている』が7割を超えています。また、30～39歳で『愛着を感じている』が61.1%と他の年齢と比べて低く、年齢が上がるにつれ、『愛着を感じている』が高くなっています。



※『愛着を感じている』…「たいへん愛着を感じている」「少し愛着を感じている」を合算

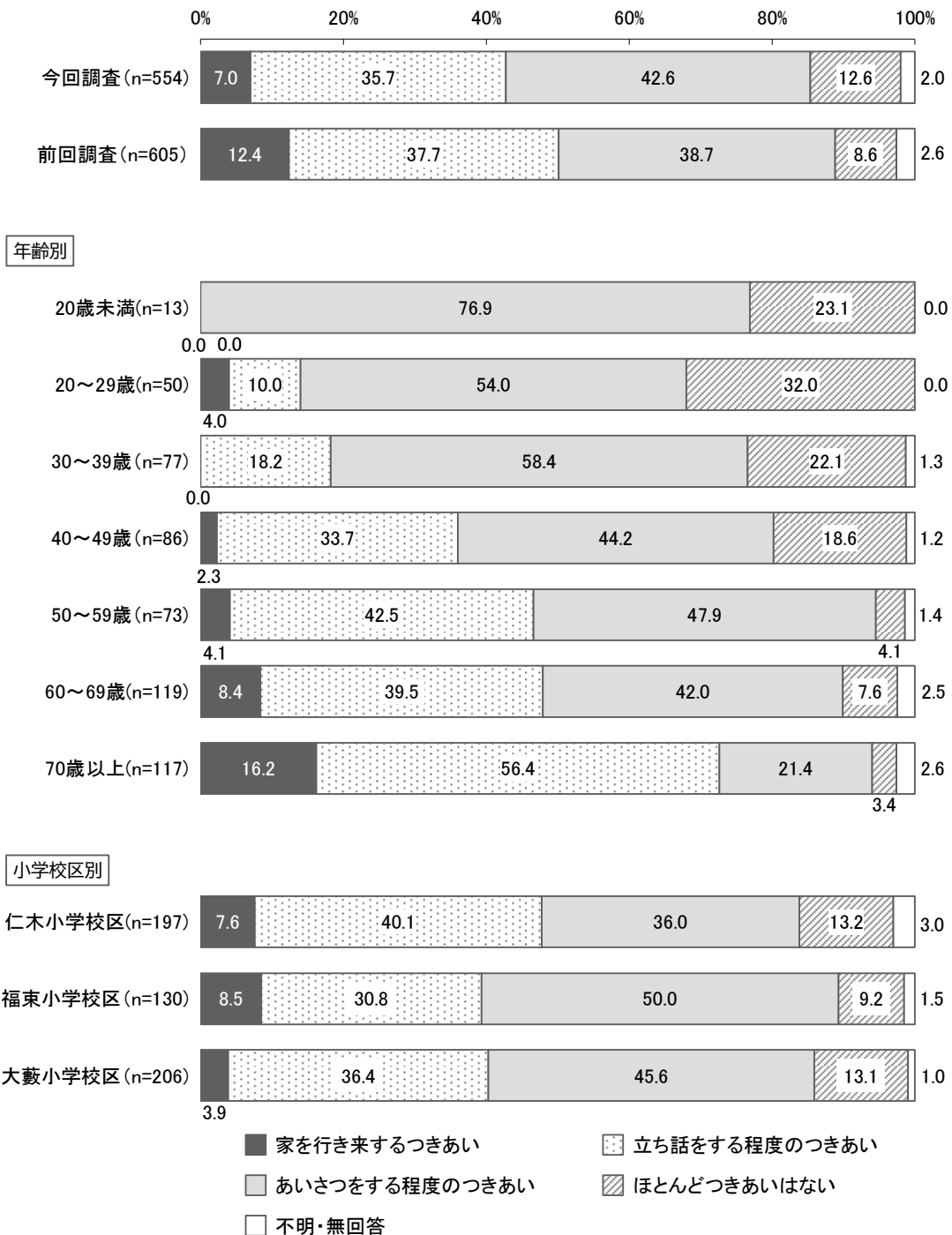
※『愛着を感じていない』…「あまり愛着を感じていない」「まったく愛着を感じていない」を合算

## ②地域でのつきあいの程度

ふだん同じ地域の方とどの程度おつきあいをしているかについて、今回調査で「あいさつをする程度のつきあい」が42.6%で最も高く、次いで「立ち話をする程度のつきあい」が35.7%、「ほとんどつきあいはない」が12.6%となっています。前回調査と比べて、「家を行き来するつきあい」が5.4ポイント低くなっています。

年齢別で見ると、20～29歳で「ほとんどつきあいはない」が32.0%と他の年齢と比べて高くなっています。

小学校区別で見ると、いずれの小学校区も「ほとんどつきあいはない」が約1割となっています。



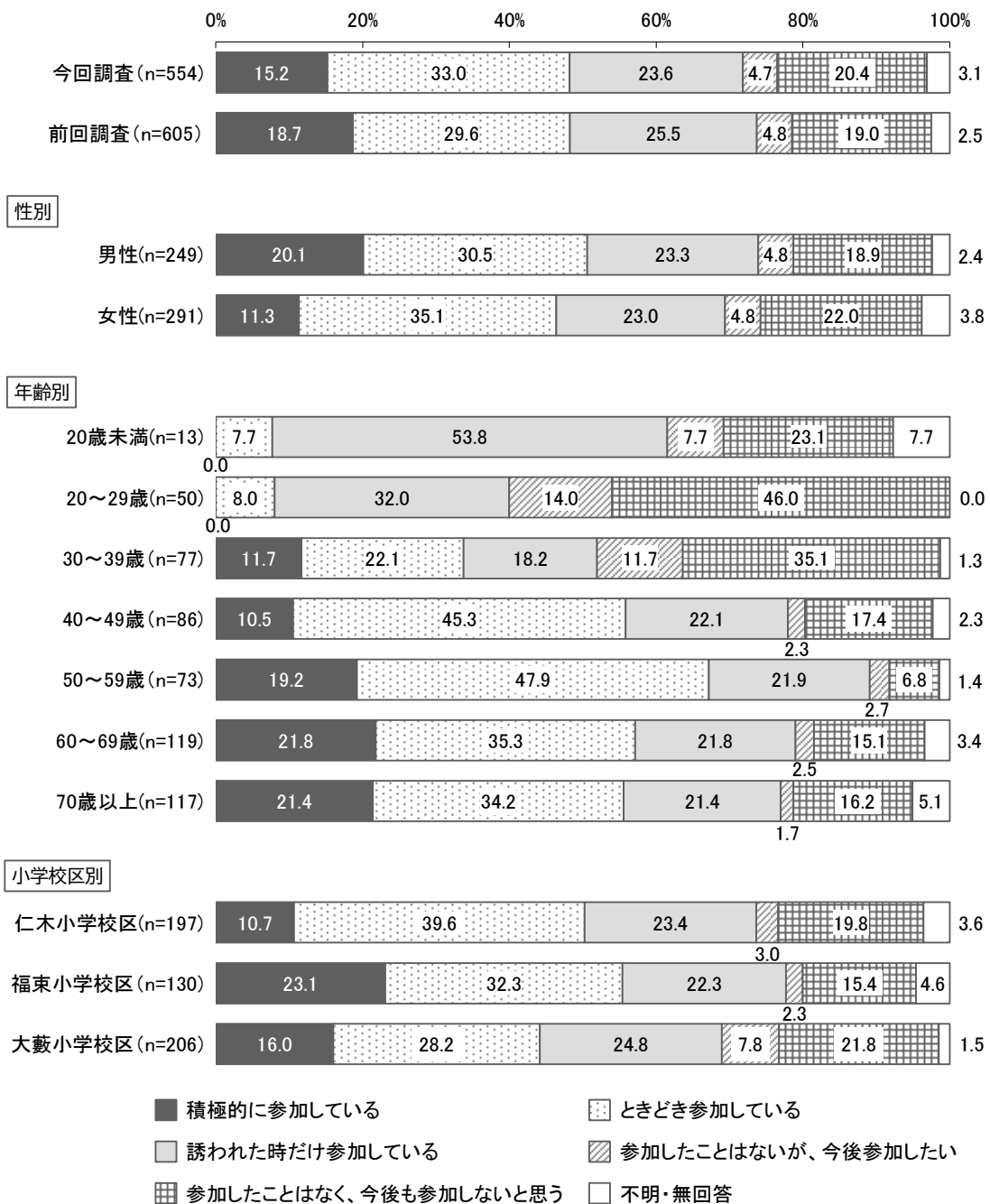
### ③地域活動の参加状況

地域活動への参加の有無について、今回調査で「ときどき参加している」が33.0%で最も高く、次いで「誘われた時だけ参加している」が23.6%、「参加したことはなく、今後も参加しないと思う」が20.4%となっています。前回調査と比べて、大きな差はみられません。

性別でみると、男性で「積極的に参加している」が女性と比べて8.8ポイント高くなっています。

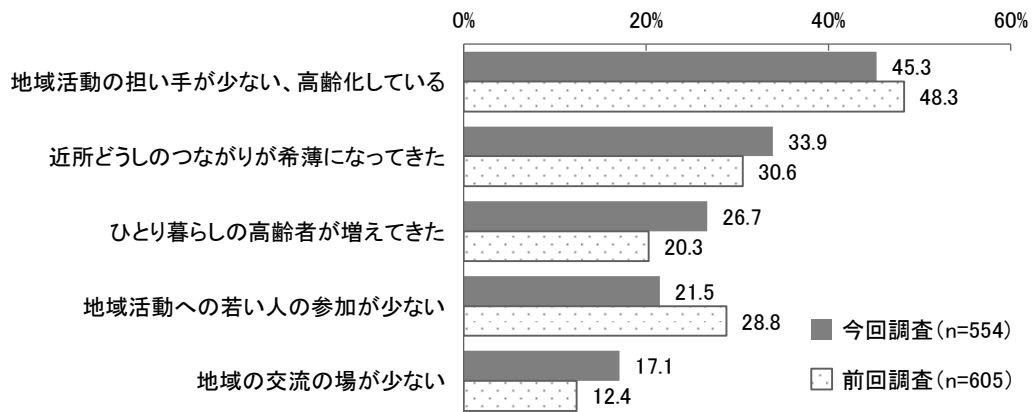
年齢別でみると、20歳未満、20～29歳で「誘われた時だけ参加している」が、20～29歳、30～39歳で「参加したことはなく、今後も参加しないと思う」が他の年齢と比べて高くなっています。

小学校区別でみると、福東小学校区で「積極的に参加している」が23.1%と他の小学校区と比べて高くなっています。また、大藪小学校区で「参加したことはないが、今後参加したい」が7.8%と他の小学校区と比べて高くなっています。



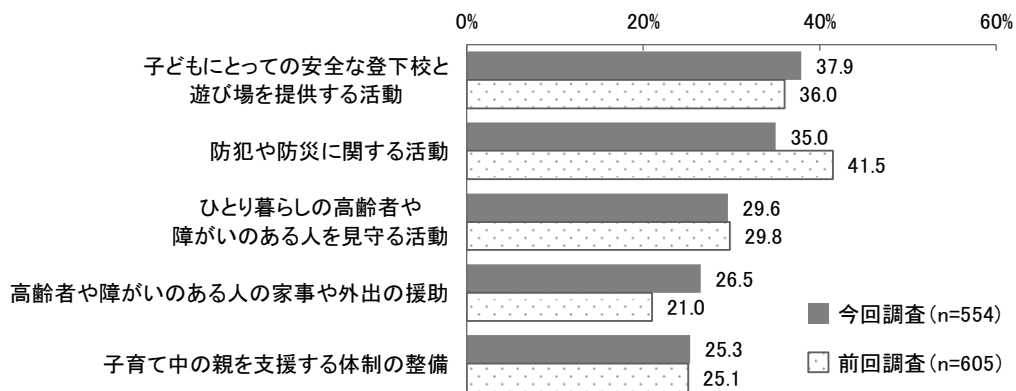
#### ④地域の課題(上位5位)

地域の課題について、今回調査で「地域活動の担い手が少ない、高齢化している」が45.3%で最も高く、次いで「近所どうしのつながりが希薄になってきた」が33.9%、「ひとり暮らしの高齢者が増えてきた」が26.7%となっています。



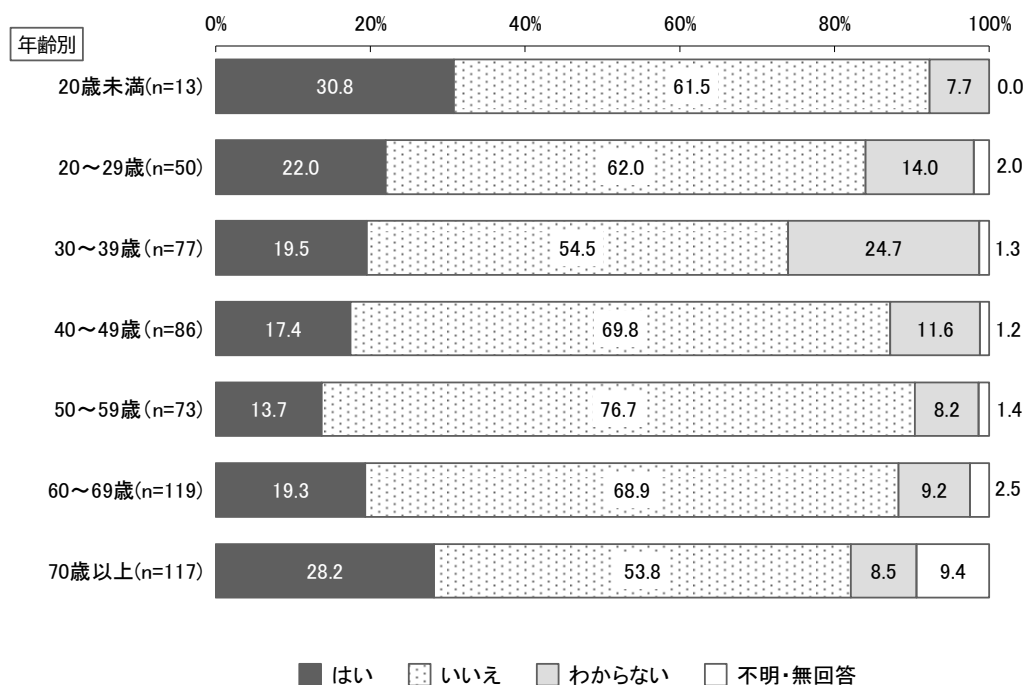
#### ⑤地域に必要な活動(上位5位)

住んでいる地域に必要な活動について、今回調査で「子どもにとっての安全な登下校と遊び場を提供する活動」が37.9%で最も高く、次いで「防犯や防災に関する活動」が35.0%、「ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人を見守る活動」が29.6%となっています。



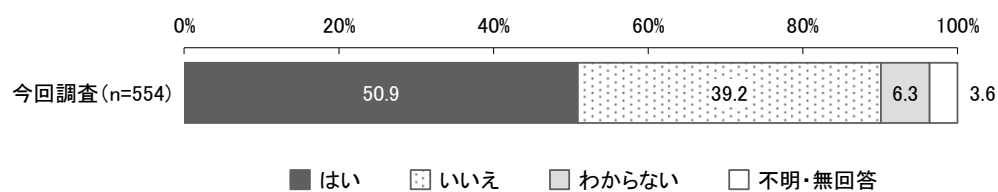
## ⑥災害時について

災害等の緊急時に、避難所への誘導等の手助けが必要かについて、年齢別でみると、20歳未満、70歳以上で「はい」が他の年齢と比べて高くなっています。



## ⑦ 防災訓練について

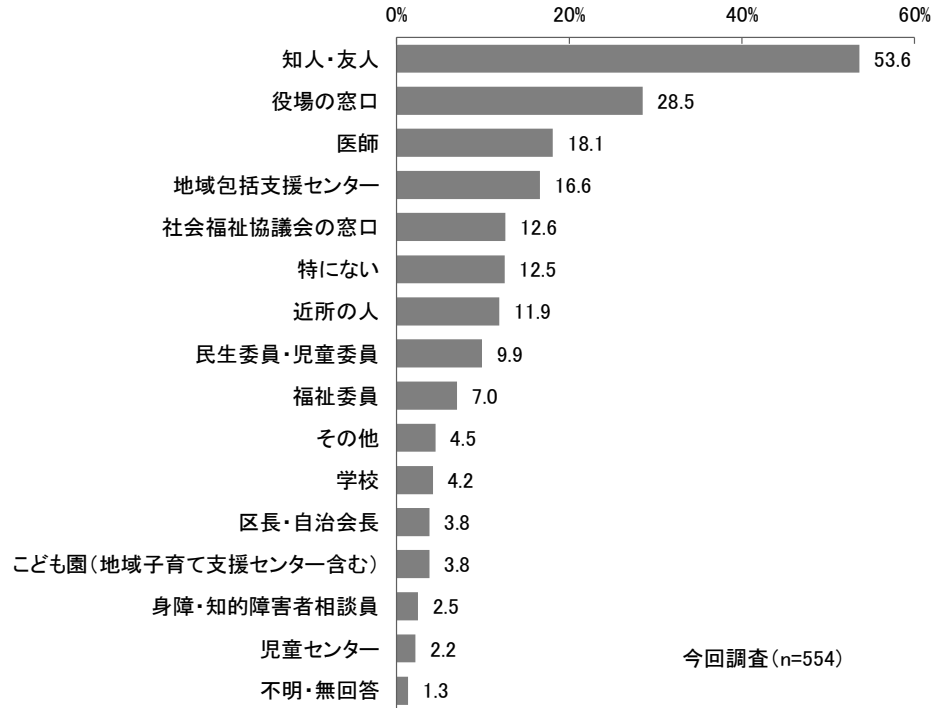
地域の防災訓練に参加しているかについて、「はい」が50.9%、「いいえ」が39.2%、「わからない」が6.3%となっています。



## ⑧相談先について

介護、子育て、生活支援の問題で困った場合の相談先について「知人・友人」が53.6%で最も高く、次いで「役場の窓口」が28.5%、「医師」が18.1%となっています。

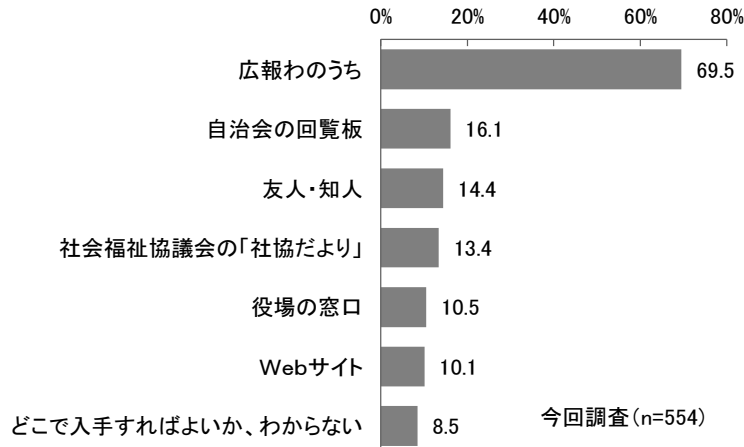
また、「特にない」が12.5%と、一定数相談していない人がみられます。



## ⑨福祉サービスに関する情報の入手(上位7位)

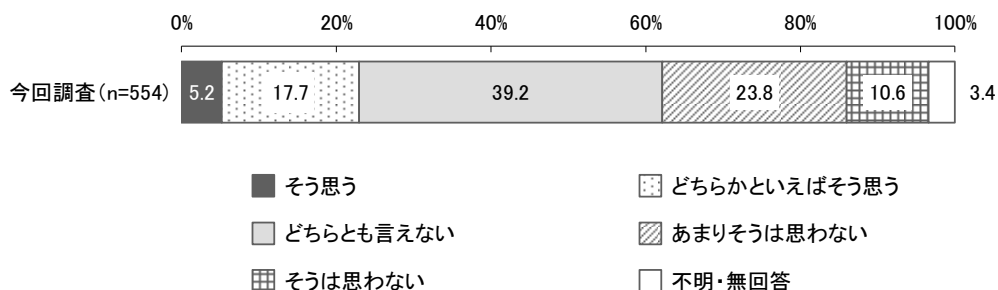
福祉サービスに関する情報の入手方法について、今回調査で「広報わのうち」が69.5%で最も高く、次いで「自治会の回覧板」が16.1%、「友人・知人」が14.4%となっています。

また、「どこで入手すればよいか、わからない」が8.5%と一定数みられます。



## ⑩福祉の情報が十分に入ってくるか

福祉の情報が十分に入ってくるかについて、『そう思う』が 22.9%、『そうは思わない』が 34.4%、「どちらとも言えない」が 39.2%となっています。

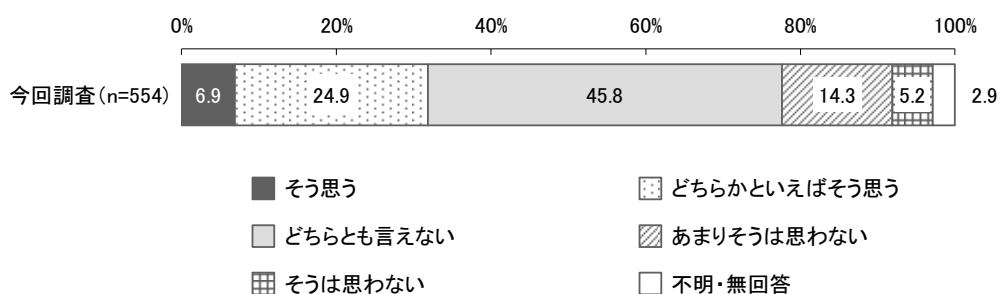


※『そう思う』…「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合算

※『そうは思わない』…「あまりそうは思わない」「そうは思わない」を合算

## ⑪福祉サービスについて

地域の福祉サービスは十分かについて、『そう思う』が 31.8%、『そうは思わない』が 19.5%、「どちらとも言えない」が 45.8%となっています。



※『そう思う』…「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合算

※『そうは思わない』…「あまりそうは思わない」「そうは思わない」を合算

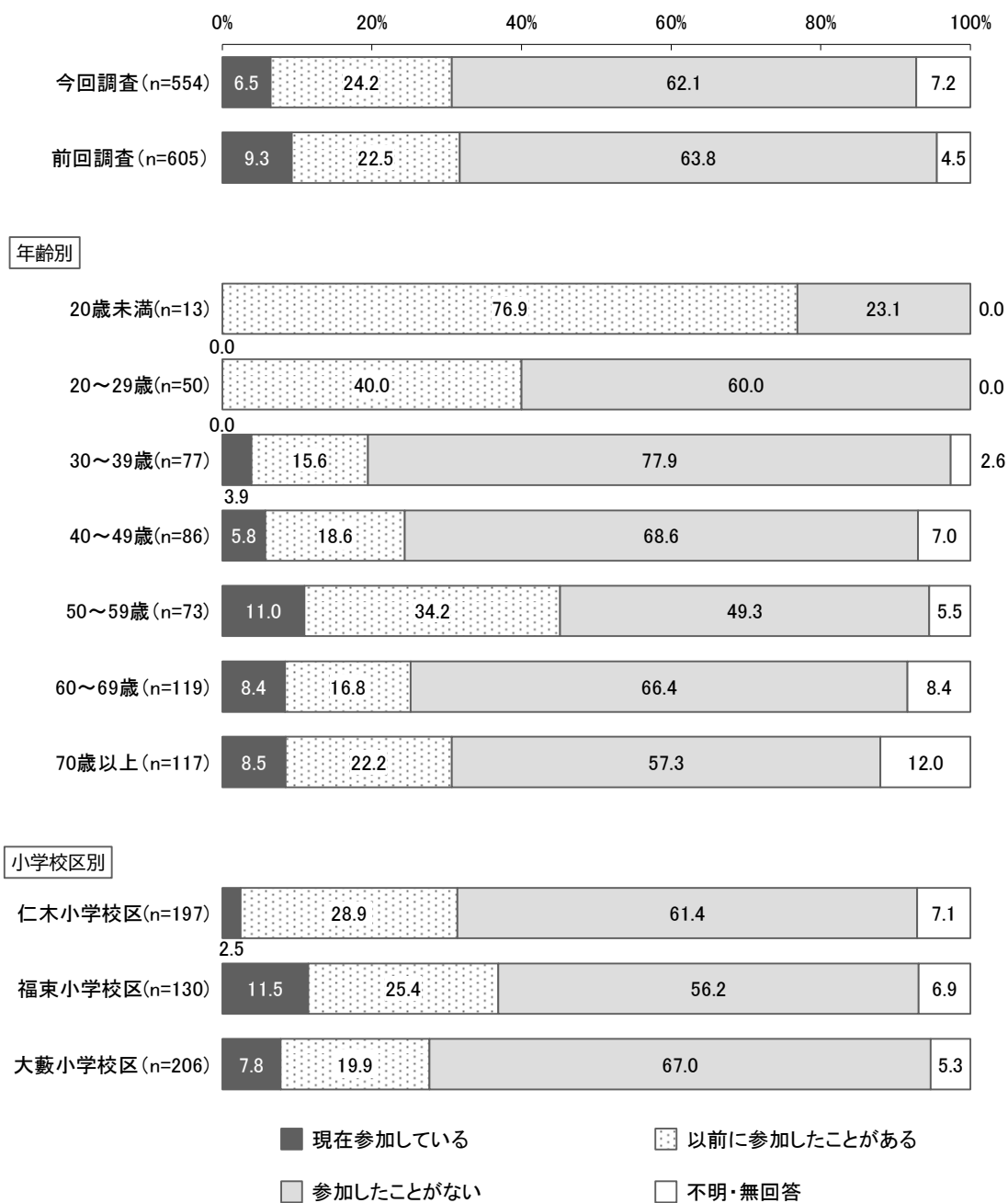


## ⑫ボランティア活動経験

ボランティア活動への参加の経験について、今回調査で「現在参加している」が6.5%、「以前に参加したことがある」が24.2%、「参加したことがない」が62.1%となっています。前回調査と比べて、大きな差はみられませんが、「現在参加している」が低くなっています。

年齢別でみると、50歳以上で「現在参加している」が1割前後となっています。

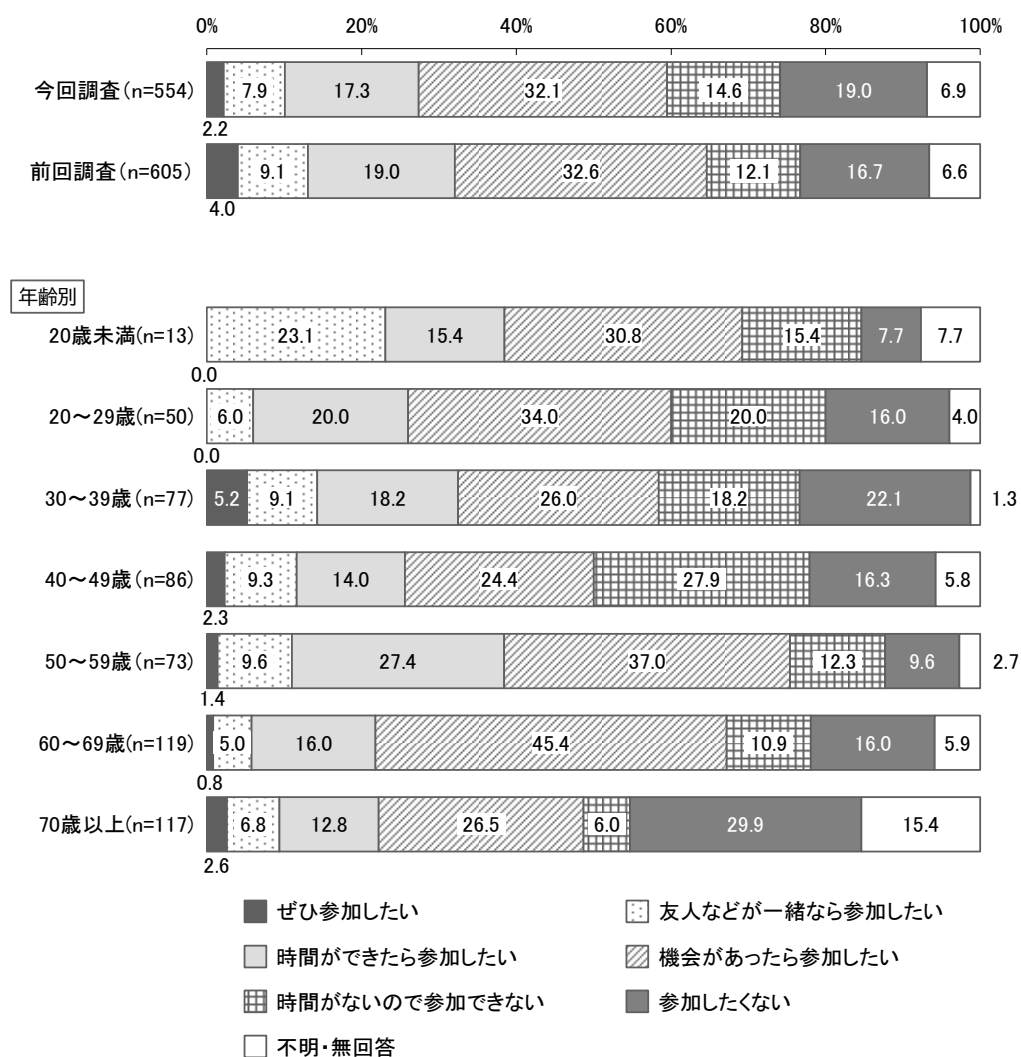
小学校区別でみると、仁木小学校区が2.5%と、他の小学校区と比べて「現在参加している」割合が低くなっています。



### ⑬ ボランティア活動への参加意向

今後ボランティア活動に参加したいと思うかについて、今回調査で『参加したい』が 59.5%、次いで『参加できない・参加したくない』が 33.6%となっています。前回調査と比べて、『参加したい』が 5.2 ポイント低くなっています。

年齢別でみると、50～59 歳で『参加したい』が 75.4%と他の年齢と比べて高くなっています。

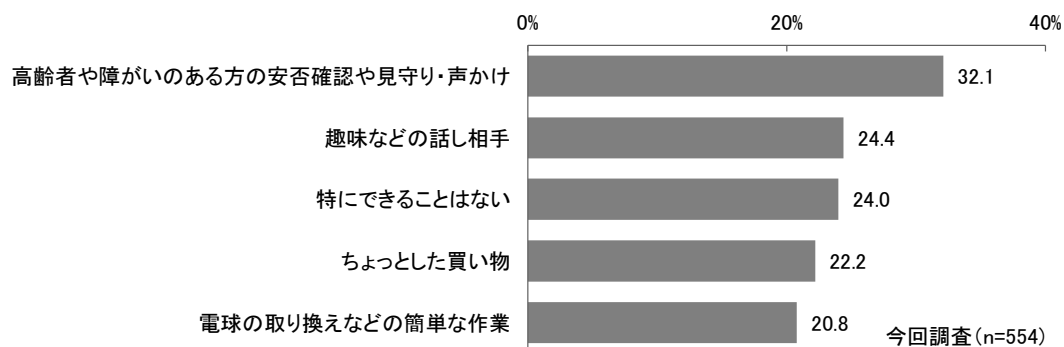


※ 『参加したい』… 「ぜひ参加したい」「友人などが一緒なら参加したい」「時間ができたら参加したい」「機会があったら参加したい」を合算

※ 『参加できない・参加したくない』… 「時間がないので参加できない」「参加したくない」を合算

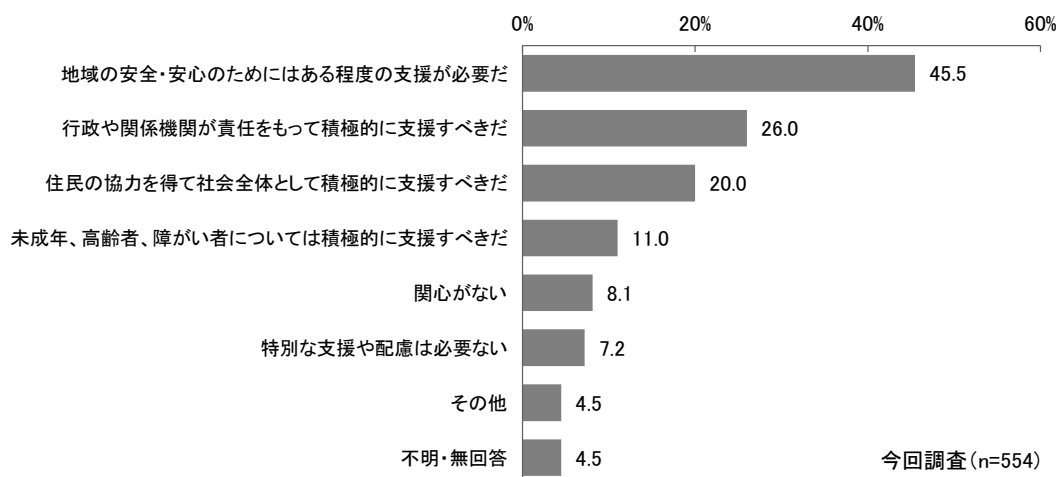
#### ⑭地域で困っている方へしてあげられること(上位5位)

地域で困っている方がいるとき、してあげられることについて、「高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り・声かけ」が 32.1%で最も高く、次いで「趣味などの話し相手」が 24.4%、「特にできることはない」が 24.0%となっています。



#### ⑮再犯防止について

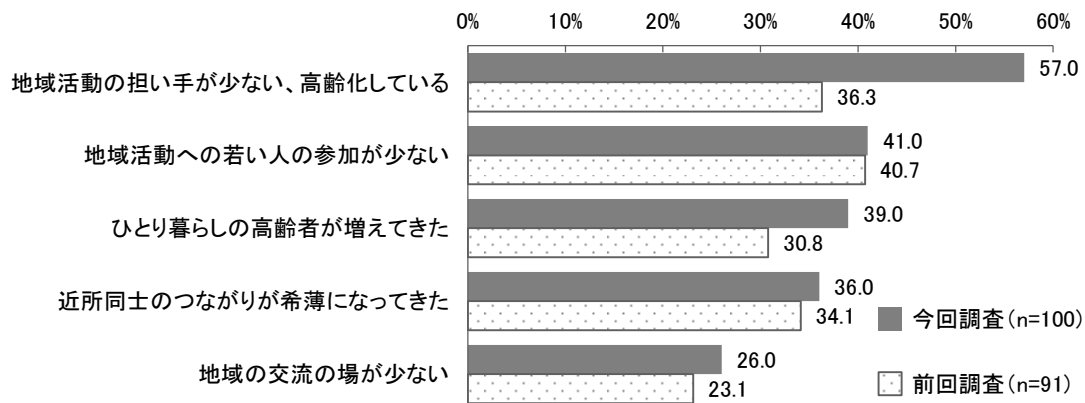
刑務所や少年院を出た人が立ち直り、地域の一員として生活できるように支援することについて、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が 45.5%で最も高く、次いで「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が 26.0%、「住民の協力を得て社会全体として積極的に支援すべきだ」が 20.0%となっています。



## 【福祉活動者】

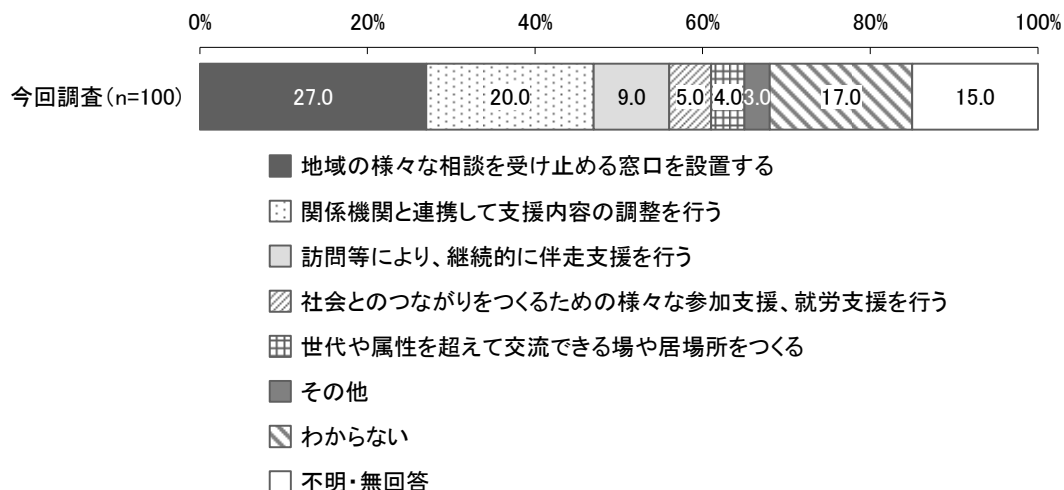
### ①町や地域の課題(上位5位)

普段の活動を通じて感じている町や地域の課題は、今回調査で「地域活動の担い手が少ない、高齢化している」が57.0%で最も高く、次いで「地域活動への若い人の参加が少ない」が41.0%となっています。経年比較すると、「地域活動の担い手が少ない、高齢化している」が前回調査と比べて20.7ポイント高くなっています。



### ②複合的な課題で困っている人への支援で行政や社協に最も期待すること

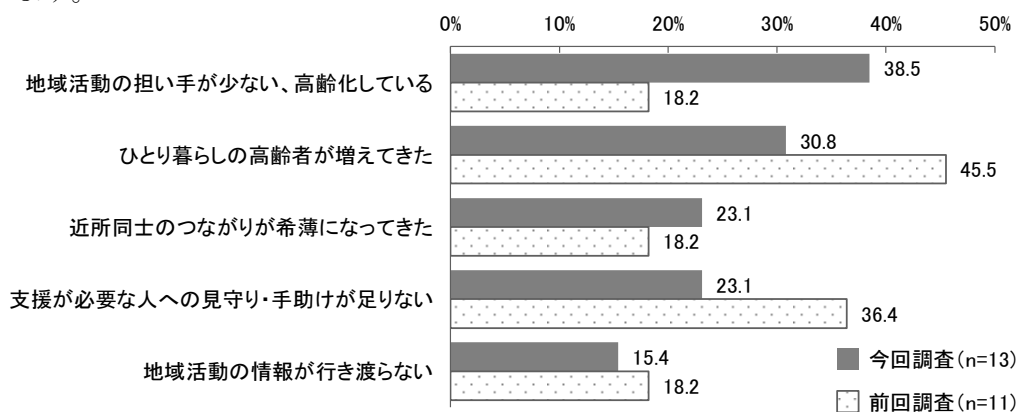
複合的な課題で困っている人への支援で行政や社協に最も期待する役割は、「地域の様々な相談を受け止める窓口を設置する」が27.0%で最も高く、次いで「関係機関と連携して支援内容の調整を行う」が20.0%となっています。



## 【福祉事業者】

### ①町や地域の課題(上位5位)

普段の事業活動を通じて感じる町や地域の課題は、今回調査で「地域活動の担い手が少ない、高齢化している」が38.5%と最も高く、次いで「ひとり暮らしの高齢者が増えてきた」が30.8%となっています。



### ②支援困難な事例・課題

支援が困難な事例や課題について、障がい児の保護者で障がいがある方や、地域から孤立しているひとり暮らし高齢者等の必要な支援が届いていない方等が挙げられました。

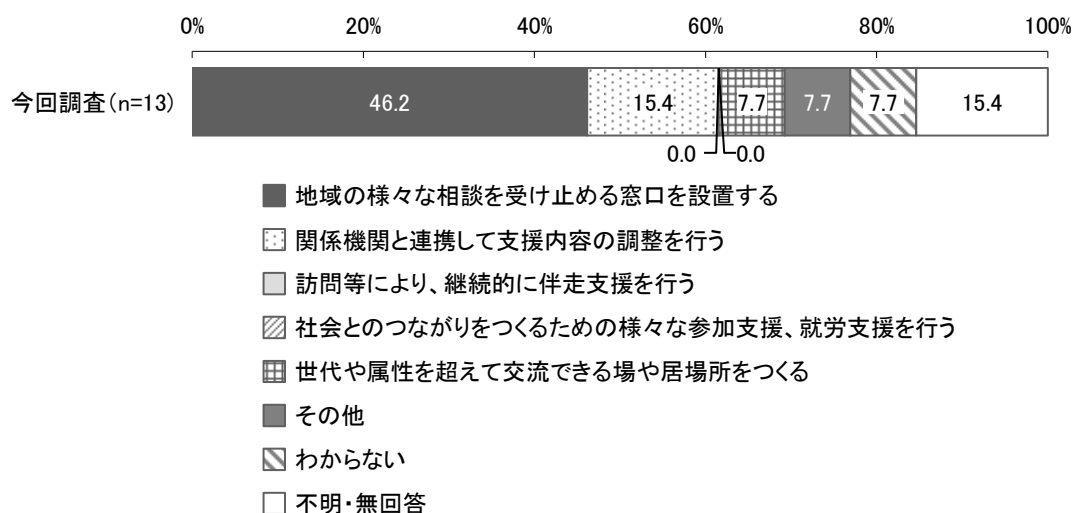
#### 支援が困難な事例や、課題

障がい児の親にも障がいがある場合、家庭での支援のあり方や医療機関につなげること等に困難がある場合がある。

ひとり暮らし、高齢者世帯等、サービスが必要と思われる人に支援が届いていない、情報が伝わっていないことがある。地域とのつながりの大切さ、孤立しない対策が必要と感じている。

### ③複合的な課題で困っている人への支援で行政や社協に最も期待すること

複合的な課題で困っている人への支援で行政や社協に最も期待する役割は、「地域の様々な相談を受け止める窓口を設置する」が46.2%で最も高く、次いで「関係機関と連携して支援内容の調整を行う」が15.4%となっています。



## 4 団体ヒアリング調査からみる状況

### (1)調査の概要

団体ヒアリング調査は、地域福祉に関わるボランティア団体を対象に、本町の地域福祉に関する現状や課題について把握し、計画策定の基礎資料とするため下記のとおり実施しました。

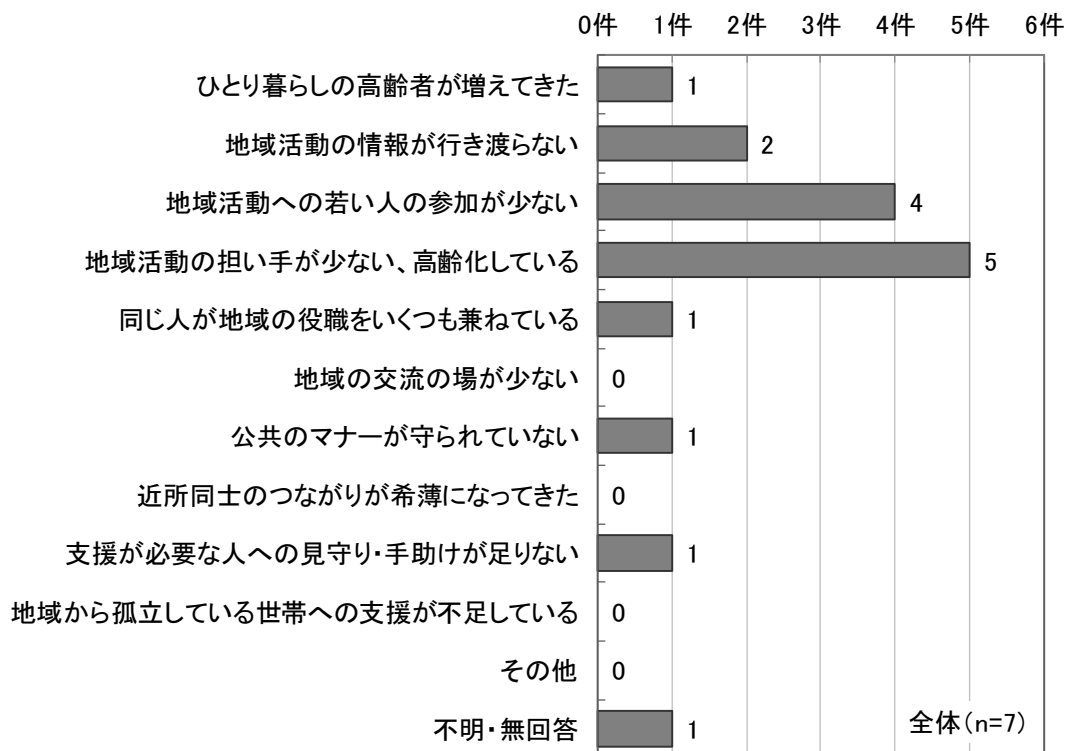
#### ■実施概要

項目	内容
対象者	輪之内町で活動する、町社会福祉協議会に登録しているボランティア団体
調査期間	令和4年8月1日～8月19日
調査方法	アンケート調査票を配付し、一部対面や電話により聞き取りを行いながら回収
配布数	7件

### (2)調査結果の概要

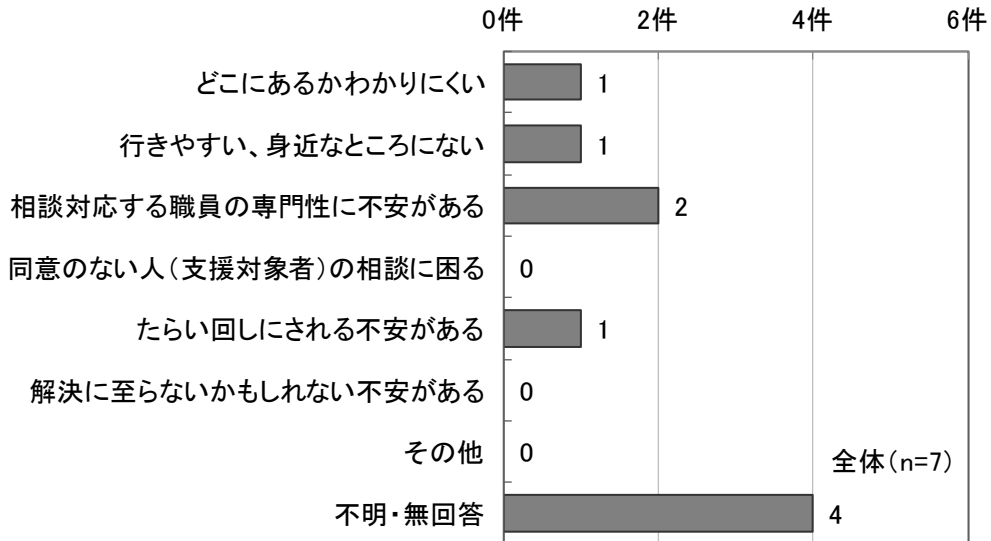
#### ①事業活動を通して感じているまちや地域の課題

「地域活動の担い手が少ない、高齢化している」が5件と最も多くなっています。



## ②輪之内町における福祉の相談体制について、課題だと感じること

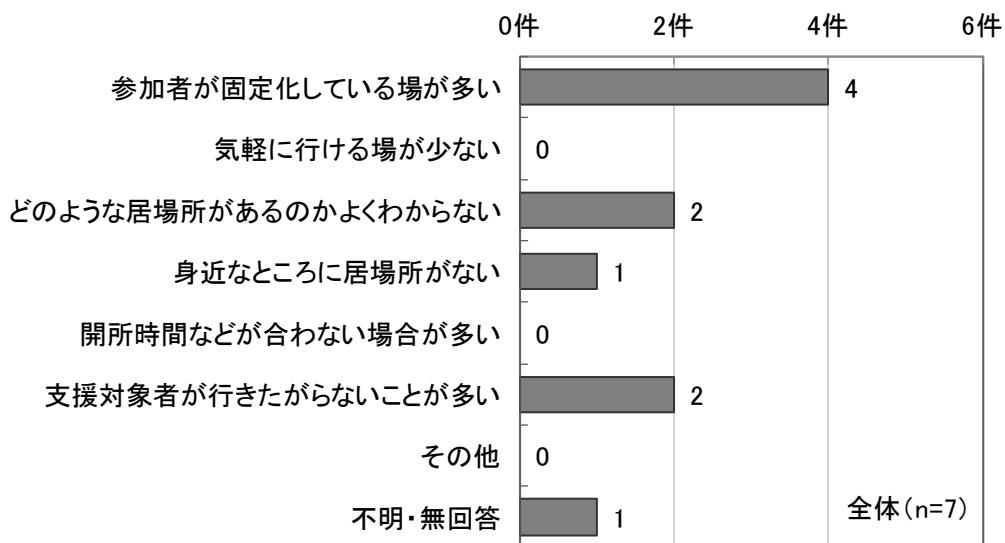
「相談対応する職員の専門性に不安がある」が2件、「どこにあるかわかりにくい」「行きやすい、身近なところがない」「たらい回しにされる不安がある」がそれぞれ1件となっています。



## ③輪之内町における地域の身近な「居場所」(サロン等)について、課題だと感じること

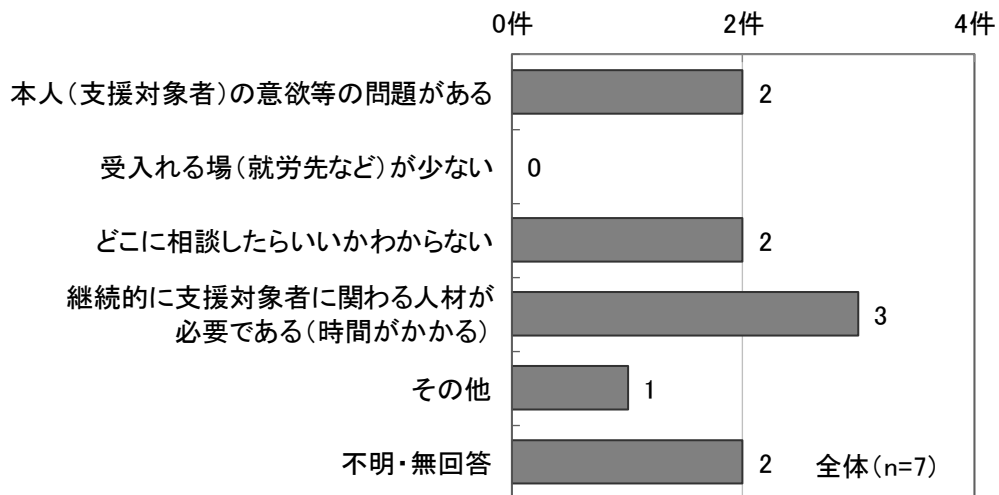
「参加者が固定化している場が多い」が4件と最も多く、次いで「どのような居場所があるのかよくわからない」「支援対象者が行きたがらないことが多い」がそれぞれ2件となっています。

また、地域にある集会場について、誰もが気軽にコミュニケーションを図ることができる場となるとよいという意見が挙がっています。



④輪之内町において、地域資源を活用して誰もが社会とつながるために「参加支援」(就労やボランティア活動などへつなぐ支援)をする場合、課題だと感じること

「継続的に支援対象者に関わる人材が必要である(時間がかかる)」が3件と最も多く、次いで「本人(支援対象者)の意欲等の問題がある」「どこに相談したらいいかわからない」がそれぞれ2件となっています。





## 5 意見交換会からみる状況

### (1)意見交換会の概要

本計画の策定にあたり、地域福祉に関わる町民を対象に、本町の地域福祉に関する意見をお伺いし、施策の検討の資料とするため、意見交換会を開催しました。

#### ■実施概要

実施日	場所	参加者
令和4年 10月12日(水)	ふれあいセンター会議室	ふれあいサロン参加者およびひまわり会員 (15名)
10月29日(土)	輪之内町役場2階 第1会議室	輪之内町生活支援体制整備事業に係る協議体 参加者(7名)
11月7日(月)	輪之内町役場2階 第2会議室	民生委員児童委員、主任児童委員(18名)
12月2日(金)	輪之内町民センター2階 大会議室	フレイルサポーター(20名)

### (2)主な意見

意見交換会では、本計画の基本目標ごとに、住民・地域の取組みにおける課題について話し合いました。各意見交換会で出た主な課題を以下のとおりまとめました。

区分	意見
近所づきあい	<ul style="list-style-type: none"><li>・昔ほど外に人がいない、子どももいない。</li><li>・コロナの影響があり気軽に誘えない。</li><li>・顔の見える回覧板の渡し方を考える必要がある。</li><li>・地域によって温度差がある。出る人が決まっている。</li><li>・区などの行事がなくなった。</li><li>・お宮掃除も来る人が決まっている。</li><li>・老人クラブに入っている人も少ない。70歳より下の世代は入ってこない。</li><li>・よっぽどの用事がないと他の家にたずねていけない。</li><li>・となりどうしとのつきあいも希薄になり、お互いに気心がはかりしれないでいる。</li></ul>
区の活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・区長、民生委員児童委員、福祉委員が役割分担できるとよい。</li><li>・高齢になった時に今までどおり、区の活動ができるか不安。役や神社の掃除、お寺のつきあい等をスリムにする必要がある。</li><li>・役割が半年、一年で変わるため、引き継ぎができない。(前の課題が解決しないままになる)</li></ul>

区分	意見
見守り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員がひとりで負担するのではなく、福祉委員にも見守りをしてもらい必要がある。</li> <li>・小学生・中学生の登下校の見守りをもっと地域の人々の協力してほしい。</li> </ul>
イベント・居場所交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長さんがやりたくてもコロナで行事ができない。</li> <li>・三世代交流の参加者が少なく、参加者も決まっている。</li> <li>・1か月に1度は、地域で話せる場所がほしい。</li> <li>・集まる場所が必要。</li> </ul>
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢になった時移動手段があるか。病院や買い物が自由にできるか不安。</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練のことを地域に声かけられていない。</li> <li>・消防隊がなかなか決まらない。</li> <li>・避難行動要支援者の把握は個人情報があるので難しい。</li> </ul>
防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盗難に遭いやすいため、留守を言えない。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの遊ぶ場所がない。</li> <li>・いろいろな世代が参加できるイベントなどをもっと増やす必要がある。</li> </ul>
高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢になった時、サポートを受けられるか、自立して生活できるかどうか不安。</li> <li>・災害になった時のケアや居場所が確保してあるか心配。</li> </ul>
障がい者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを持っている子どもの将来に対する不安がある。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来（病気）に対しての不安がある。</li> </ul>
空家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家が多いので火災などが心配。</li> </ul>
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報しか情報収集の手段がないため、情報が得にくく、地域の活動の内容がわからない。</li> </ul>
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して相談できる環境が必要。</li> <li>・専門的な相談担当者がきちんといるとよい。</li> <li>・誰に相談したら良いのかわからない。</li> <li>・土、日に相談できる窓口があるとよい。</li> <li>・相談員の育成が必要。</li> <li>・相談員の交流があるとよい。</li> <li>・相談員の人数を増やす必要がある。</li> </ul>

## 6 第3期計画の取組みと評価

本計画の策定にあたり、第3期計画の進捗状況の検証・評価を行い、今後の方向性を検討しました。

### ■評価の判定区分

A	計画どおり進行中
B	概ね計画どおりだが、一部未実施
C	未着手

全体として、「1 あなたの思いを地域に生かす」「2 様々な生活支援を受けやすいまちをつくる」は、B評価が6割程度と最も高くなっています。「3 みんなが安全・安心に暮らせるまちをつくる」は、B評価が4割程度となっていますが、A評価が3割、C評価も3割弱となっています。

	目標等の名称	評価 総数	A 評価数	B 評価数	C 評価数	A 割合	B 割合	C 割合
<b>基本 目標 1</b>	<b>あなたの思いを地域に 生かす</b>	<b>74</b>	<b>11</b>	<b>48</b>	<b>15</b>	<b>14.8%</b>	<b>64.9%</b>	<b>20.3%</b>
基本 施策 1	つながりを支える 意識づくり	29	7	20	2	24.1%	69.0%	6.9%
基本 施策 2	地域福祉を推進する 人づくり	25	1	15	9	4.0%	60.0%	36.0%
基本 施策 3	地域福祉を推進する 組織づくり	20	3	13	4	15.0%	65.0%	20.0%
<b>基本 目標 2</b>	<b>様々な生活支援を 受けやすいまちをつくる</b>	<b>40</b>	<b>5</b>	<b>26</b>	<b>9</b>	<b>12.5%</b>	<b>65.0%</b>	<b>22.5%</b>
基本 施策 1	福祉サービスの適切な 利用の推進	36	5	24	7	13.9%	66.7%	19.4%
基本 施策 2	地域福祉を推進する 事業者の健全な発達	4	0	2	2	0.0%	50.0%	50.0%
<b>基本 目標 3</b>	<b>みんなが安全・安心に 暮らせるまちをつくる</b>	<b>22</b>	<b>7</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>31.8%</b>	<b>40.9%</b>	<b>27.3%</b>
基本 施策 1	人にやさしいまちづくり	8	3	4	1	37.5%	50.0%	12.5%
基本 施策 2	地域防災力の向上	14	4	5	5	28.6%	35.7%	35.7%

## 基本目標1 あなたの思いを地域に生かす

### (1) つながりを支える意識づくり

取組みの状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・町、社協の広報誌、ホームページ、同報無線等、様々な媒体を活用し、地域福祉活動の情報の発信を行っています。</li><li>・区、老人クラブ、子ども会等の地域組織を通じた啓発活動を実施しています。</li><li>・児童生徒の地域交流やボランティア等の社会奉仕体験活動を推進しました。</li><li>・小中学校での福祉教育として福祉施設訪問等の体験学習を実施しました。</li><li>・小中学校4校を福祉協力校として指定し、各校の福祉活動に対する助成を行いました。</li><li>・福祉きらきら講座、地域福祉講演会等福祉に関する講座を開催しました。</li><li>・生涯学習において、福祉に関する講座の充実を図りました。「私の学舎」(生涯学習、スポーツ、ボランティアガイド)を毎年発行し、団体の紹介や活動への参加を呼びかけています。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども会について、子どもの数の減少により、組織が成立しない地区が発生しています。組織や啓発活動等の見直しを町全体で検討していく必要があります。</li><li>・情報発信について、SNS等、様々な媒体を活用する必要があります。</li></ul>

### (2) 地域福祉を推進する人づくり

取組みの状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア連絡協議会で定期的な情報交換を行っています。</li><li>・日常生活のちょっとしたお手伝いをしてくれるボランティアを増やすため、生活支援ボランティア養成講座を開催しています。</li><li>・既存ボランティア団体の連携強化等の活動支援を行っています。</li><li>・地域で活動している民生委員児童委員、福祉関係者等が参加し、輪之内町地域ケア推進会議、在宅医療・介護連携推進に関する多職種連携研修会を開催しています。</li><li>・基幹相談支援センター、特定相談支援事業所により、障がい者サービス利用につなげています。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア登録者の勉強会等、ボランティアの資質向上に向けた支援について検討が必要です。</li><li>・既存のボランティア活動者が高齢化しているため、新たなボランティア活動者の確保の必要があります。</li><li>・地域福祉の推進の進捗状況を共有する場として、地域福祉懇談会を実施する必要があります。</li><li>・転入時に区(自治会)への案内をしていますが、外国人の転入者も増加しており、情報提供等の加入促進の方策の検討が必要です。</li></ul>

### (3) 地域福祉を推進する組織づくり

取組みの状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症当事者または家族が気軽に話ができる場として、認知症カフェを開催しました。</li><li>・ 民生委員児童委員の有志やボランティアが運営するサロン事業を実施し、地域住民の交流活動を推進しています。</li><li>・ 各種のサロンや、ホッとステーション「わのうち」等、参加できる場を提供しています。</li><li>・ 地域包括支援センターでは、関係者団体やサービス事業者が開催する会議において情報交換を行っています。</li><li>・ 民生委員児童委員定例会、合同福祉委員会、ボランティア連絡協議会等で随時情報共有を図っています。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・ サロン事業を実施する地域が一部のため、実施地域が増加するよう支援が必要です。</li><li>・ 現在行われているサロン活動、地域の集い等は、参加対象者が高齢者中心です。既存事業の参加対象を広げるなど、地域住民の誰もが集える居場所・交流の場づくりの体制を構築する必要があります。</li><li>・ 各種サロンや交流の場では、新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止や利用者の減少がみられ、利用者数の回復の方策の検討が必要です。</li><li>・ 各情報共有の場では、単に情報を伝えるのではなく、関係機関の間で問題意識を共有していく必要があります。</li></ul>

## 基本目標2 様々な生活支援を受けやすいまちをつくる

### (1) 福祉サービスの適切な利用の推進

取組みの状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・各地区での近隣たすけあいネットワーク事業の支援を行っています。</li><li>・老人クラブの地域見守り隊による、子どもの登下校の見守りや、地域での声かけ、青色防犯パトロール車による子どもの見守り活動が継続して実施され、安全の確保が保たれています。</li><li>・子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期、子育て期への支援プラン作成と、相談支援を行っています。</li><li>・相談員は県や県社協、保健所が開催する研修を受け、相談・指導能力の向上に努めています。</li><li>・令和3年10月から成年後見支援センターを立ち上げ、成年後見制度の周知等、制度利用促進に努めています。</li><li>・虐待の早期発見・早期対応のため、担当者による相談受付と併せ、サービス事業所や相談員等と連携して対応しています。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・サービス利用に結びついていない人に対し、早期発見・早期対応につなげるための体制構築が必要です。</li><li>・「在宅医療・介護連携総合相談窓口」を設置し、地域包括支援センターや市内の医療機関・介護事業所において周知していますが、認知度がまだ低く、効果的な周知が求められます。</li><li>・相談対応後十分な支援を行うためには、相談内容に応じ、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子ども家庭総合支援拠点といった、属性ごとの相談拠点間で連絡調整できる体制構築が必要です。</li><li>・近隣たすけあいネットワーク事業について、地区間や福祉サービス等の関係機関との情報共有が十分ではありません。また、子どもの見守り体制についてはさらなる強化が必要です。</li><li>・成年後見制度の利用や日常生活自立支援事業等、権利を守るための各種事業の利用事例が少ないため、支援の必要な方への周知が必要です。</li><li>・地域包括ケアシステムの構築を目指し、多職種連携研修会を開催し、専門職の資質向上を進める必要があります。</li></ul>

### (2) 地域福祉を推進する事業者の健全な発達

取組みの状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・サービス提供事業者との情報交換を適宜実施しています。</li><li>・各地区での近隣たすけあいネットワーク事業を支援しています。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・サービス提供事業者との連携強化が必要です。</li><li>・近隣たすけあいネットワーク事業の人材が不足しているため、人材確保が必要です。</li></ul>

## 基本目標3 みんなが安全・安心に暮らせるまちをつくる

### (1) 人にやさしいまちづくり

取組みの状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設等のバリアフリー化の推進と、誰もが使用しやすい施設の整備を進めました。</li><li>・ 住宅改修費支給（介護保険）、いきいき住宅改善事業、日常生活用具の支給制度等を活用し、高齢者や障がいのある人の住宅改善の支援をしています。</li><li>・ 高齢者自宅訪問、老人クラブによる友愛活動、民生委員児童委員との情報共有等により、高齢者の見守り活動を実施しています。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 引き続き公共施設等のバリアフリー化を進めていく必要があります。</li></ul>

### (2) 地域防災力の向上

取組みの状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難所における災害時の要配慮者への対応では、福祉避難所を確保しているほか、避難所運営マニュアルにて要配慮者への対応について記載しています。</li></ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要配慮者の避難を想定したシナリオを作成していますが、要配慮者本人の訓練参加には至っていません。</li><li>・ 災害ボランティアコーディネーター連絡会について、新型コロナウイルス感染症の影響により、勉強会や実技研修等の十分な支援が行えませんでした。</li><li>・ 民生委員児童委員との連携・情報共有により、あんしん救急バトンの配布や、救急・災害時避難行動要支援者台帳の登録・更新を行っていますが、避難支援プランの作成・運用までは至っていません。</li><li>・ 民生委員児童委員だけでなく、近隣住民とのコミュニケーションづくりについて検討が必要です。</li><li>・ 避難行動要支援者について、災害ボランティアとの情報共有が課題です。</li></ul>

## 7 課題のまとめ

本計画の策定にあたり、各種調査におけるご意見、評価等を踏まえ、地域福祉の現状と課題をまとめました。

### 課題1 住民や団体の地域福祉への参加や交流の活性化が必要

重点課題	課題のまとめ
福祉に関する 広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民アンケート調査結果によると、近隣関係が希薄化しており、啓発が必要です。</li> <li>・広報誌等に加え、SNSやアプリ等を活用するなど、より幅広い方法で情報発信していく必要があります。</li> </ul>
地域福祉の 担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動者アンケート調査結果によると、担い手不足、高齢化が課題と認識されています。一方で、町民アンケート調査結果によると、住民のボランティアの参加意向は約6割となっており、担い手として地域福祉活動へ参加できるような仕組みづくりが必要です。</li> </ul>
地域での交流 機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、地域での交流機会が減少しており、「新しい生活様式」を踏まえた交流機会が必要です。</li> <li>・地域の居場所・交流の場では参加者が固定しています。気軽に誰でも集える場づくりが求められます。</li> </ul>

### 課題2 多様化する課題に対応するための関係機関の連携強化が必要

重点課題	課題のまとめ
多様化・複雑化する福祉課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民アンケート調査結果によると、困った場合の相談先が「特にない」方が一定数おり、相談しやすい体制整備が必要です。</li> <li>・ひきこもり、虐待、子育てに悩む人等、複雑化・多様化する福祉課題への対応が求められます。</li> <li>・支援が必要な人に必要なサービスを提供できるような仕組みづくりが必要です。</li> </ul>
多様な主体の 連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業者アンケート調査結果によると、地域での様々な相談を受け止める窓口を設置することを望む意見が多く挙がっており、体制整備が求められます。</li> <li>・従来の制度や分野ごとでは対応しきれない福祉課題に対して、関係機関や地域と連携し、包括的な支援体制の構築が必要です。</li> </ul>
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等の判断能力が十分でない人も、地域において生活していくために権利擁護の推進が求められます。</li> </ul>



### 課題3 住民が安心・安全に暮らせる地域づくりが必要

重点課題	課題のまとめ
見守り体制の充実	・高齢者に対しての見守り活動だけでなく、子どものいる家庭、ひきこもり等、幅広い対象への見守りにより、問題の早期発見、早期対応につなげることが重要です。
防犯・防災活動	・町民アンケート調査結果によると、災害時に手助けが必要な人は一定数いるとみられます。また、地域でも防犯や防災に関する活動が必要とされています。支援が必要な人の把握と関係者間の情報共有が求められます。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

前回計画では、「もっとぬくもりのあるささえあいのまちをめざして」を基本理念として設定してきました。本計画では、令和4年3月に策定された輪之内町第六次総合計画の将来像や、国で示す地域共生社会の実現に向けた方向性を踏まえるとともに、本町における現状・課題を反映し、下記のとおり基本理念を設定します。


# みんなが元気に参画できる、 交流と多様性のあるまちづくり

## 2 地域の考え方と圏域

地域福祉の推進にあたり、「地域」の捉え方や地域活動の範囲は、地域の課題や取組みの大きさによって、その時々で異なります。

本計画では、地域の範囲を広域、町全域（日常生活圏域）、小学校区、区（自治会）と重層的に捉え、適切な範囲で取組みを推進します。

### ■地域の範囲の捉え方



地域	区 (自治会)	小学校区	町全域 (日常生活圏域)	広域 (郡域)
でやめること	<ul style="list-style-type: none"><li>○日常的な見守り・声かけ活動</li><li>○身近な相談</li><li>○行政情報の周知</li><li>○防災・防犯活動</li><li>○見守りネットワーク、サロン活動等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域福祉活動に関する情報交換</li><li>○活動拠点の活用、サロン活動等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○町全域を対象とした複合的な相談対応、総合的な支援等</li><li>○地域包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、基幹相談支援センター、サロン活動等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○広域での連携</li><li>○総合的な支援や相談等</li></ul>

## 3 基本目標

本町の地域福祉課題の解決に向けて、3つの基本目標を設定します。また、各施策の取組みにおいては、実施効果が生まれやすくなるよう、施策間を横断的に展開していきます。

### 基本目標1 あなたの思いが地域をつくる

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域や地域活動に対する関心を高め、お互いに支えあえる関係づくりが重要です。各種調査結果によると、地域福祉活動者の高齢化、担い手不足、地域交流の場の参加者の固定化が課題として挙げられています。地域活動を行う地域住民、団体へ支援を行うとともに、地域の交流を活性化させる場づくりを進めます。

### 基本目標2 支援が行き届くまちをつくる

福祉ニーズが複雑・多様化し、8050問題やひきこもり、生活困窮者等、既存の福祉サービスの提供だけでは対応が難しいケースが増加しています。各種調査結果によると、複合的な課題に対し、総合的に対応できる体制整備を求める声が挙がっています。福祉サービスを必要とする人が必要な支援を受けられるように関係機関が連携し、支援ができるよう体制づくりを強化します。

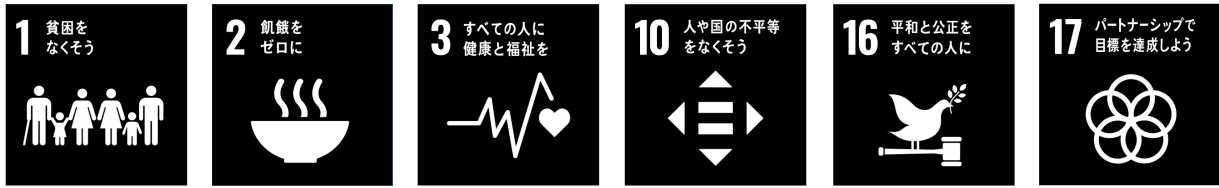
### 基本目標3 安心・安全なまちをつくる

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、住民一人ひとりが日頃から防災・防犯の意識を高めておくことが重要です。地域組織や関係機関と連携し、地域の日頃からの見守り体制の充実を図ります。

## 4 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	主な取組み
みんなが元気に参画できる、交流と多様性のあるまちづくり	1 あなたの思いが 地域をつくる	1 つながりを支える 意識づくり	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 福祉教育の充実
		2 地域福祉を推進する 人づくり	(1) ボランティアの育成 (2) つながり・支えあい活動の推進
		3 地域福祉を推進する 組織づくり	(1) 地域福祉活動の拠点づくり・ 場づくり (2) 地域福祉活動への支援及び 各種団体との連携
	2 支援が行き届く まちをつくる	1 福祉サービスの 適切な利用の推進	(1) 福祉サービスの利用に関する 連携
			(2) 相談支援体制の充実
			(3) 地域の見守り体制の推進
			(4) 権利擁護の推進
	(5) 福祉サービスの質の確保		
	2 地域福祉を推進する 事業者の健全な発達	(1) サービス提供事業者の健全な 発達	
		(2) 社協の機能強化	
3 安心・安全な まちをつくる	1 人にやさしい まちづくり	(1) ユニバーサルデザインの まちづくり	
		(2) 安心して暮らせる住居の整備 促進	
	(3) 地域における防犯活動の推進		
2 地域防災力の向上	(1) 地域における防災活動の推進		
第5章 成年後見制度利用促進基本計画			
第6章 再犯防止推進計画			

# 第4章 施策の展開



## 施策の展開の見方

**基本目標1 あなたの思いが地域をつくる**

**1 つながりを支える意識づくり**

**【施策の方向性】**  
住民一人ひとりが、お互いを理解し、尊重しあうなど、思いやりの気持ちを育むためには、福祉に対する意識を高めていくことが大切です。特に、子どもの頃から福祉への関心を持ち、理解を深めていくことが大変重要となります。  
障がいの有無や生活状況などに関わらず、様々な個性を持った人々を認め、お互いに尊重しあい、地域の中でもともに暮らしていくために、福祉に関するイベント、講座、活動等を通じて、またSNSやアプリ等の活用により福祉に関する情報に触れる機会を増やすことで、助けあい・支えあいの意識を育みます。

**【住民・地域の取組み】**

- 地域福祉の意識を育むイベントに進んで参加します。
- 地域の情報に目を向けます。

**【行政の役割】**

- 住民が暮らしやすい地域をつくるために、SNSやアプリ等を活用するなど、より幅広い方法で広報・啓発活動に努めます。
- 学校や地域における福祉教育を推進するとともに、様々な交流を通じて、地域での助けあいの意識を育みます。

**【社協の役割】**

- 「社協だより」や社協ホームページ、各種イベントを通じて、地域福祉に関する意識啓発を継続して行います。
- 地域団体やボランティア団体が住民の交流を深めるために実施するイベントや事業を支援します。
- 地域住民の地域福祉活動への参加意識を向上させます。

施策ごとに、住民、地域、行政、社協が進める取組みの方向性を記載しています。

行政、社協で具体的に進めていく主な取組みを記載しています。担当課等は下記の略称で示しています。

(総)：総務課、(危)：危機管理課、(経)：経営戦略課、(住)：住民課、(福)：福祉課、(建)：建設課、(産)：産業課、(教)：教育課、(社)：社協

**■主な取組み**

(1) 広報・啓発活動の充実

No.	内容	取組み(担当課等)
1	幅広い世代が参加できる福祉に関する講座やイベントを開催します。また、感染症拡大に備え、オンライン講座等の開設を検討します。	・福祉きらさら講座、地域福祉講演会の開催(社) ・介護予防に関する講座(教室(フレイル等)の実施(福))
2	町、社協の広報誌やホームページ、同報無線、メール配信、SNS等、様々な媒体を活用し福祉に関する情報提供を行います。また、区・老人クラブ・子ども会など、地域組織を活用し、福祉意識を醸成するよう、啓発活動を実施していきます。	○【重点】福祉に関する情報発信(社、総、危、経、福、教)

重点的に実施する取組みは、【重点】と記載しています。

**成果指標**

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
地域活動に参加している人の割合 【町民アンケート調査】	48.2%	55%
ボランティア活動に参加したことがある人の割合 【町民アンケート調査】	30.7%	40%
生活支援ボランティア養成講座の受講者数	4人/年	20人/年
地域福祉に関する意見交換会の開催	0回/年	4回/年

基本目標の達成度を客観的に評価するため、成果指標を設定しています。

**重点施策の進捗管理**

重点施策	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
福祉に関する情報発信	掲載内容、更新頻度の検討、SNS等の新しい発信方法の検討				
介護予防・生活支援に関する人材養成講座の実施	講座の参加啓発	ニーズに応じた講座実施検討			
意見交換会の開催	既存会議内での開催 方法・内容の検討		地域福祉懇談会の開催(町全体、校区、区)		

重点施策の取組みの実行性を確保するため、今後5年間の実施スケジュールを記載しています。

## 基本目標1 あなたの思いが地域をつくる

### 1 つながりを支える意識づくり

#### 施策の方向性

住民一人ひとりが、お互いを理解し、尊重しあうなど、思いやりの気持ちを育むためには、福祉に対する意識を高めていくことが大切です。特に、子どもの頃から福祉への関心を持ち、理解を深めていくことが大変重要となります。

障がいの有無や生活状況などに関わらず、様々な個性を持った人々を認め、お互いに尊重しあい、地域の中でともに暮らしていくために、福祉に関するイベント、講座、活動等を通じて、またSNSやアプリ等の活用により福祉に関する情報に触れる機会を増やすことで、助けあい・支えあいの意識を育みます。

#### 【住民・地域の取組み】

- 地域福祉の意識を育むイベントに進んで参加します。
- 地域の情報に目を向けます。

#### 【行政の役割】

- 住民が暮らしやすい地域をつくるために、SNSやアプリ等を活用するなど、より幅広い方法で広報・啓発活動に努めます。
- 学校や地域における福祉教育を推進するとともに、様々な交流を通じて、地域での助けあいの意識を育みます。

#### 【社協の役割】

- 「社協だより」や社協ホームページ、各種イベントを通じて、地域福祉に関する意識啓発を継続して行います。
- 地域団体やボランティア団体が住民の交流を深めるために実施するイベントや事業を支援します。
- 地域住民の地域福祉活動への参加意識を向上させます。

## ■主な取組み

### (1) 広報・啓発活動の充実

No.	内容	取組み（担当課等）
1	幅広い世代が参加できる福祉に関する講座やイベントを開催します。また、感染症拡大に備え、オンライン講座等の開設を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉きらきら講座、地域福祉講演会の開催(社)</li> <li>・介護予防に関する講座・教室（フレイル等）の実施(福)</li> </ul>
2	町、社協の広報誌やホームページ、同報無線、メール配信、SNS等、様々な媒体を活用し福祉に関する情報提供を行います。 また、区・老人クラブ・子ども会など、地域組織を活用し、福祉意識を醸成するよう、啓発活動を実施していきます。	○【重点】福祉に関する情報発信（総、危、経、福、教、社）

### (2) 福祉教育の充実

No.	内容	取組み（担当課等）
1	こども園・小中学校と地域との連携により、地域への愛着を育む取組みを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども園と地域住民との交流会開催（福）</li> <li>・福祉ポスター・福祉標語の募集(社)</li> <li>・わのうち未来塾の開催(教)</li> </ul>
2	小中学校と連携し、社会奉仕体験活動を実施します。また、地域と連携し、人々と福祉とともに学ぶ教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会奉仕体験活動の実施(教)</li> <li>・福祉協力校の指定(社)</li> </ul>
3	学校、地域と協力し、町内の高齢者と交流する機会を創出します。	・福祉協力校による高齢者とのふれあい交流会等の開催(社)
4	生涯学習において、福祉に関する講座の充実を図ります。	・みつば学級、わのうち未来塾の開催(教)

## 2 地域福祉を推進する人づくり

### 施策の方向性

今後、ますます多様化する地域の福祉課題に対応する担い手を増やすためには、地域の多くの人にボランティア等の活動へ気軽に参加してもらうための仕組づくりが求められています。

住民参加を促進し、地域活動・ボランティア等の活性化につなげるために、誰もが気軽に参加し、活動しやすい体制づくりを推進するとともに、活動参加への動機づけ、情報提供等の充実を図り、潜在するボランティアへの参加意向を掘り起こしていきます。

#### 【住民・地域の取組み】

- 地域の活動や行事には、近所の人と誘いあって、参加します。
- 区（自治会）等の地域の活動に積極的に参加します。

#### 【行政の役割】

- ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置など生活支援の基盤整備のために、地域の資源開発や関係者のネットワークの構築等を行う生活支援コーディネーターを配置し、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を運用していきます。
- 住民へのボランティア活動参加の動機づけ、情報提供の充実を図り、潜在するボランティアの掘り起こしを行います。
- 地域のつながりを強めるため、区長・民生委員児童委員及び福祉委員を中心に、地域の福祉活動を推進するとともに、地域住民が地域福祉活動に協力しやすい仕組づくりに努めます。

#### 【社協の役割】

- 「社協だより」や社協ホームページ等を活用し、ボランティア活動を積極的に紹介します。
- ボランティア養成講座受講者へのボランティア参加支援を行います。
- ボランティアのニーズ把握、ボランティア情報の提供やコーディネート業務を行います。



## ■主な取組み

### (1) ボランティアの育成

No.	内容	取組み（担当課等）
1	様々な媒体を通じ、ボランティア団体の紹介や活動参加を呼びかけます。	・ホームページ等でボランティア団体についての情報発信(社)
2	ボランティア及びボランティアコーディネーターを養成し、ボランティア人材の育成を推進します。また、参加しやすい新たなボランティアメニューを開発します。	・ボランティア(コーディネーター)養成講座の開催(福、社) ○【重点】介護予防・生活支援に関する人材養成講座の実施(福)
3	ボランティア活動に関するニーズの把握に努めるとともに、各種関係団体、社会福祉施設、企業、NPO法人等とネットワーク化を図り、ボランティア活動を支援します。	・ボランティア連絡協議会の開催(社) ・ボランティアセンターの運営(社) ・企業連絡協議会との連携(産)

### (2) つながり・支えあい活動の推進

No.	内容	取組み（担当課等）
1	地域生活課題を住民が共有し、取組みを検討していくための交流会、勉強会の機会をつくります。	・地域住民交流会の開催支援(社) ・パパママサロン、乳幼児サークルの開催(福) ・介護予防に関するサポーター(わのうちお元気サポーター)交流会の開催(福) ・地域の支えあいに関する協議体の運営(福)
2	区長、民生委員児童委員、福祉委員、青少年地区推進員、ボランティア等が中心となって、地域の課題を話し合い、協働して解決していく場をつくります。	○【重点】意見交換会の開催(福、社) ・区長会の開催(総) ・輪之内町地域ケア推進会議の開催(福) ・在宅医療・介護連携推進に関する多職種連携研修会の開催(福) ・青少年育成町民会議による各校区地区懇談会の開催(教)
3	基幹相談支援センター、特定相談支援事業所わのうち、民間事業所と連携し、障がいのある人への就労支援を行います。	・就労移行・継続支援(福、社)
4	外国人に対する偏見や差別をなくすため、住民や企業・事業所、団体などを対象に多文化共生の地域づくりについて啓発を行うとともに、住民どうしの交流活動を支援します。	・人権相談の実施(住) ・企業連絡協議会との連携(産) ・わのうち日本語教室の開催(教)

### 3 地域福祉を推進する組織づくり

#### **施策の方向性**

本町には、地域で活躍する様々な団体があり、それぞれで活動を展開しています。

一方で、活動団体の会員の高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響による活動減少という課題を抱えており、地域福祉を推進していく上で、担い手の確保が重要となっています。地域との関係が希薄化している中、新たな人材の確保は難しい状況にありますが、引き続き人材の確保に取り組むとともに、既存の活動団体を連携させ、地域活動を活性化していきます。

また、区（自治会）活動の活性化を図るため、区未加入者や転入者に対し、区（自治会）の活動目的や内容を伝え、加入を促します。

#### **【住民・地域の取組み】**

- 地域が一体となって、行事やイベントを企画します。
- 区（自治会）活動に関心を持ち、区（自治会）に加入します。

#### **【行政の役割】**

- 地域で交流を進めていくための場の確保について、町内にある施設、地域資源だけでなく、SNSやアプリ等のインターネット技術等の利用を検討していきます。
- 区（自治会）のメリットを効果的に伝え、加入を促進します。

#### **【社協の役割】**

- 住民がどのような活動に参加したいと思うのか、ニーズを把握します。
- 地域福祉の向上に資するサロン活動・ボランティア活動を支援します。
- 地域生活課題の発見・解決がさらに進むよう、現状の組織・団体や近隣たすけあいネットワークを支援します。

## ■主な取組み

### (1) 地域福祉活動の拠点づくり・場づくり

No.	内容	取組み（担当課等）
1	既存施設等を活用し、地域住民の運営による地域福祉活動の場づくりを支援します。 また、高齢者や障がいのある人、子育て中の家族等、誰もが集える居場所・交流の場づくりを進めるための体制を構築します。	・介護予防に関する地域の集い開催(福) ・子ども・多世代交流食堂開設・運営補助(福) ・各種サロンの実施(社) ・ホッとステーション「わのうち」の運営(産、社)
2	区未加入者や転入者に対し、活動内容のPRとともに、加入の促進を図ります。	・区への加入促進のための情報提供(総、住)

### (2) 地域福祉活動への支援及び各種団体との連携

No.	内容	取組み（担当課等）
1	ボランティア団体等が行う地域福祉活動を支援します。 ボランティア団体や福祉目的のNPO法人を立ち上げようとしている方へ情報提供や立ち上げ支援を行います。	・ボランティア団体の活動支援(社)
2	近隣たすけあいネットワーク事業に係る方との福祉情報の共有や、人材確保の支援を行います。	・区長・民生委員児童委員・福祉委員合同会議の開催(社)
3	高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等の当事者団体との情報交換を行う機会を増やすとともに、活動支援を行います。	・各種団体の活動支援(福) 老人クラブ連合会 安八郡身体障害者福祉協会輪之内支部 母子福祉会 ・当事者団体等との情報共有・連携(福、社) 認知症の方の家族 認知症サポーター たんぽぽの会 発達支援教室そら親の会
4	民生委員児童委員と連携し、活動情報提供を行うとともに関係者間で問題認識を共有します。	・民生委員児童委員協議会定例会の開催(福、社)

## 成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
地域活動に参加している人の割合 【町民アンケート調査】	48.2%	55%
ボランティア活動に参加したことがある人の割合 【町民アンケート調査】	30.7%	40%
生活支援ボランティア養成講座の受講者数	4人/年	20人/年
地域福祉に関する意見交換会の開催	0回/年	4回/年

## 重点施策の進捗管理

重点施策	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
福祉に関する 情報発信	掲載内容、更新頻度の検討、SNS等の新しい発信方法の検討 SNS等の利用支援				
介護予防・生 活支援に関す る人材養成講 座の実施	講座の参加啓発 ニーズに応じた講座実施検討 講座修了者に対する活動メニューの開発				
意見交換会の 開催	既存会議内での開催 方法・内容の検討		地域福祉懇談会の開催（町全体、校区、区）		

## 基本目標2 支援が行き届くまちをつくる

### 1 福祉サービスの適切な利用の推進

#### 施策の方向性

福祉サービスや生活支援が必要な状態であっても適切な支援の情報が伝わらず、問題が重度化、複雑化してしまっている現状があります。早い段階から相談や支援につなげていけるよう、必要な人に情報が届き、自己選択、自己決定ができるような周知の仕組みづくりを行います。

必要なときに気軽に相談できる身近な相談窓口の充実を図るとともに、複雑・多様化する課題や専門的な相談に対応するため、各種相談員の資質向上や専門機関との連携強化を図ります。

さらに、生活困窮者の早期発見と自立に向けた支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ります。

#### 【住民・地域の取組み】

- 身近な相談窓口に関心を持ち、悩みや不安があるときは、一人で悩まずに気軽に相談するよう心がけます。
- 不安や悩みを抱え込んでいる人に声をかけます。

#### 【行政の役割】

- 複雑化・多様化する問題に対応するために、各種相談支援員や社協等との連携を強化し、迅速で適切な支援につながるよう調整を行います。
- 相談内容に適切に対応することができる総合的な支援体制の整備を進めます。
- 成年後見制度などの一層の周知・普及に取り組めます。
- 地域の見守り活動と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 避難行動要支援者等が安心して福祉サービスを受けることができるよう、サービス提供事業者への指導を行うとともに、利用者がサービス提供事業者を選ぶことができるよう情報の提供に努めます。

#### 【社協の役割】

- 地域の中で活動する人たちが連携体制（ネットワーク）をつくり、地域の見守り、声かけ等の充実を図り、問題の早期発見、予防、解決できる体制づくりを推進していきます。
- 高齢者や障がいのある人、子ども等の様々な権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。

## ■主な取組み

### (1) 福祉サービスの利用に関する連携

No.	内容	取組み（担当課等）
1	福祉サービスに関して多職種による地域ケア推進会議等を開催し、支援の拡充を図ります。 また、関係機関・団体への情報提供を拡充します。	・各種会議等の開催 地域ケア推進会議(福、社) 安八郡障がい者自立支援協議会(福) 地域自立支援部会(福) 子ども・子育て会議(福)
2	サービス利用に結び付いていない要支援者等に対し様々なルートからサービスの周知を図り、支援につなげます。	・民生委員児童委員の見守り活動支援(福、社)

### (2) 相談支援体制の充実

No.	内容	取組み（担当課等）
1	様々な福祉ニーズに対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、必要なサービスや関係機関と連絡調整等を行う体制を整備します。また、専門職どうしの連携を強化します。	・地域包括支援センター事業(福) ・子育て世代包括支援センター事業(福) ・子ども家庭総合支援拠点の運営(福) ・障がい者相談支援事業(福) ・医療・介護に関する相談支援(福) ・心配ごと相談の実施(福、社) ・生活困窮者自立支援事業(福、社) ・こころと健康相談事業(福) ・ひきこもりに関する相談支援(電話、訪問)(福) ○【重点】重層的支援体制整備事業(福)
2	研修への参加を促し、相談・指導機関の担当者及び各種相談員の相談・指導能力の向上を図ります。	・相談員の研修の機会提供(福)

### (3) 地域の見守り体制の推進

No.	内容	取組み（担当課等）
1	区長、民生委員児童委員、福祉委員、老人クラブ、近隣ボランティア等による、交流事業や子どもや高齢者の見守り等の活動への支援、情報共有を行います。	・ひとり暮らし高齢者宅訪問(福) ・友愛訪問(老人クラブなど)(福) ・民生委員児童委員による訪問(福) ○【重点】近隣たすけあいネットワーク事業(社)

#### (4) 権利擁護の推進

No.	内容	取組み（担当課等）
1	日常生活自立支援事業の周知と、生活支援員の確保を図り、利用の促進を図ります。	・日常生活自立支援事業(社)
2	「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の周知や、支援のネットワークの強化に努めます。	・成年後見支援センターの運営(福、社)
3	児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめや体罰、家庭内の問題等の悩みを受け止める相談窓口の対応に努めます。 また、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげます。	・人権相談の実施(住) ・要保護児童及び DV 対策地域協議会の開催(福) ・就学相談、子ども悩み相談電話(教)

#### (5) 福祉サービスの質の確保

No.	内容	取組み（担当課等）
1	サービス提供の担い手の資質向上に努めます。	・ケアマネジャー、介護福祉士等の養成(福、社)

## 2 地域福祉を推進する事業者の健全な発達

### 施策の方向性

社会福祉事業においても規制緩和が進み、多くの福祉分野に株式会社をはじめとする様々な事業者の参入が進んできています。町の役割として、不足しているサービスの事業者参入促進やサービスの質の確保を図ります。

また、町民がサービス提供者となる住民参加型のサービスの育成に努めます。

#### 【住民・地域の取組み】

- 福祉施設やサービス事業所等の地域の福祉資源に関心を持ちます。
- サービス利用における疑問点は、事業者から十分に聞き取り、納得した上でサービスを利用します。

#### 【行政の役割】

- 県と連携し、サービス提供事業者への情報提供や的確な指導を実施します。
- サービス提供事業者の事業の健全な運営及び円滑な事業展開を推進するため、事業者の連絡会などを活用し、連携強化に努めます。

#### 【社協の役割】

- 町と協力し、福祉施設等の地域の福祉資源に関する情報を集約・整理し、情報を発信します。
- 社会福祉事業者と連携・協力し、地域福祉活動を推進します。



## ■主な取組み

### (1) サービス提供事業者の健全な発達

No.	内容	取組み（担当課等）
1	町の福祉施設の管理に民間事業者を活用し、幅広い福祉ニーズに対応できる質の高いサービスを提供します。	・指定管理者制度の活用(福)
2	町とサービス提供事業者との情報交換の場を設け、不足しているサービス等への対応について連携を強化します。	・地域密着型サービス提供事業所との情報共有・連携(福)

### (2) 社協の機能強化

No.	内容	取組み（担当課等）
1	地域福祉を担う人材の確保を行い、社協の地域福祉部門の強化を図ります。	・コミュニティーソーシャルワーカーの確保、育成(社)

## 成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
地域の福祉サービスは十分であると思う人の割合 【町民アンケート調査】	31.8%	40%
福祉の情報が十分に入ってくると思う人の割合 【町民アンケート調査】	22.9%	30%

## 重点施策の進捗管理

重点施策	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
重層的支援体制整備事業	体制の検討 人材の確保		体制の構築		
近隣たすけあいネットワーク事業	活動実績の共有	友愛訪問、三世代交流の活動推進		地域づくりの場構築	

## 基本目標3 安心・安全なまちをつくる

### 1 人にやさしいまちづくり

#### 施策の方向性

多くの人が利用する公共施設などのバリアフリー化をさらに進め、人にやさしいまちづくりを推進するための取組みを行います。

誰もが安心して安全に外出ができるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するなど、地域の環境整備に努めていきます。

また、地域における支えあい活動を推進し、移動手段に関する支援策を強化します。

最近では、子どもや高齢者を狙った犯罪が増加しています。地域全体で子どもの見守りや防犯活動を進め、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

#### 【住民・地域の取組み】

- 子どもの安全対策として、登下校時の見守りに参加します。
- 町中で歩行に障がいのある人や視覚障がいのある人などを見かけたときに、手を差し伸べたり公共交通機関の中で席を譲り合ったりするなど、支えあい・助けあいを心がけます。

#### 【行政の役割】

- ユニバーサルデザインの考え方を基本とし、バリアフリー化の推進に努めます。
- 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域における生活をできる限り継続できるよう、安心して暮らせる住居の整備に取り組めます。
- 啓発活動等により防犯に対する意識を高めるとともに、地域ぐるみでの防犯活動を推進します。

#### 【社協の役割】

- 防犯の視点から近隣たすけあいネットワークへの支援を進めます。
- 高齢者の防犯に関する情報を提供するとともに、地域の見守り活動を支援します。

## ■主な取組み

### (1) ユニバーサルデザインのまちづくり

No.	内容	取組み（担当課等）
1	公共施設の改築時等に、手すり設置や多目的トイレの設置などバリアフリー化を推進します。超高齢社会に対応するため、歩行空間のバリアフリー化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等のバリアフリー整備(総)</li> <li>・道路のバリアフリー整備(建)</li> </ul>
2	移動に困難を抱えた人に対し、外出機会を増やすため、移動手段の確保を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度生活援助事業(福、社)</li> <li>・高齢者生きがい活動支援通所事業(福、社)</li> <li>○【重点】生活支援ボランティア等による移動支援(福)</li> <li>・輪之内町デマンドバスの利用促進(住)</li> </ul>

### (2) 安心して暮らせる住居の整備促進

No.	内容	取組み（担当課等）
1	高齢者や障がいのある人の暮らしやすい生活を確保するため、住宅改造の支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者いきいき住宅改善助成事業(福)</li> </ul>

### (3) 地域における防犯活動の推進

No.	内容	取組み（担当課等）
1	悪徳商法など消費者被害や振り込め詐欺などの犯罪防止のための周知啓発を行い、住民の消費者トラブルへの意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者保護に関わる出前講座(住)</li> <li>・消費者トラブルの防止啓発(住、福)</li> </ul>
2	高齢者自宅訪問、老人クラブによる友愛活動、民生委員児童委員との情報共有により、高齢者の見守り活動を推進します。 老人クラブの地域見守り隊による、子どもたちの登下校の見守りや、青色防犯パトロール車による子どもの見守り活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールガードリーダー、地域見守り隊による登下校時の見守り(福、教)</li> <li>・防犯パトロール(危、教)</li> <li>・近隣たすけあいネットワーク事業(社)</li> </ul>
3	防犯カメラ、画像記録装置等を設置する町民及び事業所に対し、補助金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ設置助成(危)</li> </ul>
4	地域の安全・安心確保のため、空家等の適正管理を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等除却支援事業(産)</li> </ul>

## 2 地域防災力の向上

### **施策の方向性**

地震など大規模災害が起きた時、高齢者や障がいのある人など、支援の必要な人が困らないような対策を講じていきます。要配慮者が安心して地域での生活を送ることができるよう、要配慮者支援方策を踏まえた施策を推進します。

緊急時連絡体制を構築し、災害時における要配慮者の支援とともに地域での防災活動の充実を図ります。

災害時の地域での支援体制については、地域との連携により構築していきます。

### **【住民・地域の取組み】**

- 防災意識を高め、積極的に地域の防災訓練に参加します。
- 災害時に隣近所の助けあいができるよう、日頃から声をかけ合える関係を築きます。
- 避難に助けが必要な人の情報を近所の人と共有します。

### **【行政の役割】**

- 日頃の支えあい活動を広めることで、災害等の緊急時でも要配慮者を支援できる体制を築くとともに、地域における自主防災組織等の充実を図ります。
- 自主防災組織等の活動の活性化のための支援を行うとともに、災害時に備え要配慮者の把握に努めます。

### **【社協の役割】**

- 地域活動・ボランティア等との日常的な連携、情報交換を行います。
- 災害時のボランティアセンターの設置・運営に積極的に取組みます。

## ■主な取組み

### (1) 地域における防災活動の推進

No.	内容	取組み（担当課等）
1	災害時の防災力強化のため、区長、民生委員児童委員、災害ボランティアコーディネーターとの連携に努めます。また、災害ボランティアや自主防災組織の防災訓練等の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織による防災訓練の実施支援(危)</li> <li>・災害ボランティアによる防災訓練の実施支援(社)</li> </ul>
2	民生委員児童委員と連携し、救急・避難行動要支援者台帳の登録・更新、避難支援プランの作成、運用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん救急バトンの設置(福)</li> <li>・救急・避難行動要支援者台帳の登録・更新(福)</li> </ul>
3	福祉避難所の確保や、避難所運営マニュアルを更新し、災害時の要配慮者への適切な対応を行います。 また、福祉避難所の設置訓練等に要配慮者の参加を促すほか、参加しやすい体制づくりを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【重点】要配慮者が参加する防災訓練の実施(危、福、社)</li> <li>・避難所運営マニュアルの更新(危)</li> </ul>
4	地域での防災力の向上のため、防災教育を充実させ、地域の防災リーダーの育成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の充実(危、教)</li> <li>○【重点】防災士の養成(危)</li> <li>・防災士連絡協議会の開催(危)</li> </ul>

## 成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
生活支援ボランティア等による移動支援	未実施	実施
地域の防災訓練に参加している人の割合 【町民アンケート調査】	50.9%	60%
防災士認定者数	342人 (175人※)	400人 (210人※)

※中学2年生で資格取得した人の数

## 重点施策の進捗管理

重点施策	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
生活支援ボランティア等による移動支援	生活支援ボランティアの養成 移動支援内容の検討		施策の試行、実施		
要配慮者が参加する防災訓練の実施	救急・避難行動要支援者台帳に記載する事項の検討 自主防災組織との連携				
防災士の養成	防災士資格取得にかかる経費の補助 防災士連絡協議会での情報共有				

# 第5章 成年後見制度利用促進基本計画

## 1 計画策定の趣旨

認知症や知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちは、社会全体で支えあうことが高齢社会における課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降、成年後見制度利用促進法）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。

本町でも、今後高齢者は増加していくことが見込まれ、それに伴い判断能力が低下したひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予測されます。また、高齢の親と暮らしている知的障がい、その他の精神上の障がい等により判断能力が十分でない人の親亡き後の生活支援の課題や、潜在的な金銭管理や身元保証の課題は今後増加すると思われ、さらに成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組めます。

また、いくら制度の利用を促進しても、利用者本人がメリットを感じられなければ、権利擁護につながっているとは言えないため、真に利用者本人のためとなるような権利擁護支援体制の整備を本計画において定めます。

### (1)成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、本人を支援する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的権限を与え、本人に代わって法律行為ができるようにする制度です。

#### ■主な内容

- ・生活に関する支援・・・身上保護  
介護・福祉サービス利用の手続き、医療機関の受診に関する手続き等
- ・金銭に関する支援・・・財産管理  
預貯金の管理、生活費等の支払い、不動産の管理等

## (2)「成年後見制度」の種類としくみ

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

### ○ 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。家庭裁判所が本人の判断能力に応じ、「補助人」「保佐人」「成年後見人」を選任します。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会等の法人からも選任されます。家庭裁判所に申立ての手続きができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族です。これらの申立てが困難な場合は、「輪之内町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づいて、町長が申立てを行います。

類型	対 象	成年後見人等の 同意・取消しが可能な行為	成年後見人等が 代理できる行為
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活に関する行為以外の行為	財産に関するすべての法律行為
保佐	判断能力が著しく不十分な人	借金、相続の承認等、民法13条第1項記載の行為のほか、申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める行為
補助	判断能力が不十分な人	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める行為

### ○ 任意後見制度

任意後見制度は、判断能力がある人のための制度です。判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。公証人が作成する公正証書で契約を締結し、法務局で任意後見契約の登録がなされます。将来判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおく制度です。



## 2 計画の位置付け

成年後見制度利用促進法第14条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

多様な分野・主体の連携・協力を進める観点から、本計画の内の一つとして一体的に策定します。

### ■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## 3 計画の期間

国の定める「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(以下、「国基本計画」という)は、令和4年度から令和8年度までの概ね5年間と定められています。本町における「成年後見制度利用促進基本計画」の期間は、本計画の期間と同様に、令和5年度～9年度の5年間とします。

なお、福祉制度の改正や社会情勢の大幅な変化等があった場合には、必要に応じて内容等の見直しを行います。

## 4 町の概況

### (1)成年後見制度の利用状況

#### ■成年後見制度の利用者数(令和4年1月31日現在)

	利用者数
岐阜県	2,819
輪之内町	1

■成年後見制度利用種別(令和4年1月 31 日現在)

利用種別		利用者数
法定後見	後見	1
	保佐	0
	補助	0
任意後見		0
合計		1

■成年後見制度申立件数

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
申立件数	2	0	1	0	0	0
うち町長申立件数	0	0	1	0	0	0

■日常生活自立支援事業利用者数

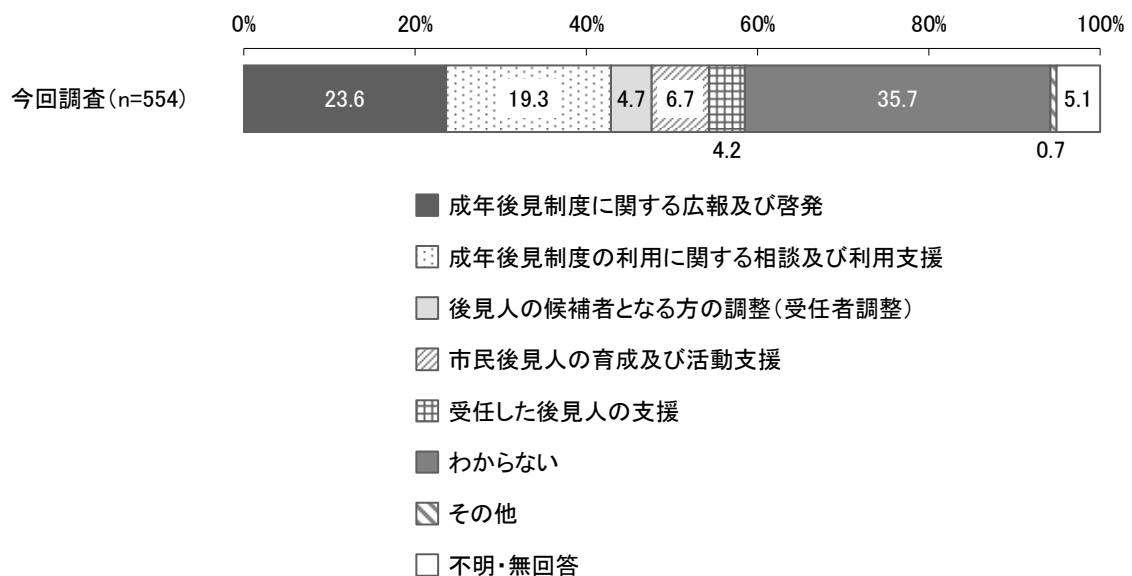
区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
利用者数	0	0	0	0	0	0

## 5 輪之内町成年後見制度利用促進に関するニーズ調査の結果

### (1)地域福祉計画策定のための町民アンケートからの結果

#### ①成年後見支援センターに最も期待すること

輪之内町成年後見支援センターが行う活動や支援として、今後最も期待することについて、「わからない」が 35.7%で最も高く、次いで「成年後見制度に関する広報及び啓発」が 23.6%、「成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援」が 19.3%となっています。



## 6 本町における成年後見制度の課題

### (1)成年後見制度の利用対象数

何らかの後見制度支援が必要と思われる利用対象人数は、以下のとおりです。

人 口	後見利用対象人数	町長申立対象人数
9,654人	97人 総人口の1% ※1	23人 対象人数の23.9% ※2

※1 日本成年後見法学会 新井誠氏による試算

※2 令和2年度の成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）における申立件数に占める市町村長申立の割合

### (2)成年後見制度に関する取組みの課題

本町の人口規模からすると、成年後見制度の利用者は97人程度が見込まれますが、実際の利用者は1人です。町長の申立件数も、近年1人に留まっています。当事者に成年後見制度の認知度を確認したところ、「知っている」が26.7%と低い現状にあります。

今後は高齢者の人口が増加し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれています。また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。

こうしたことから、制度の周知・啓発を行うとともに、支援の必要な人の早期発見に努めることが必要です。

また、判断能力がないまたは不十分な人の日常生活を支援していくために、行政、福祉、司法、医療、保健関係者等とネットワークを構築し、成年後見制度利用の有無に関わらず、継続的に見守り、対応していく必要があります。

## 7 施策の展開

### 施策1 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度については、認知症等により判断能力が衰えた方や将来的に判断能力の低下に不安を抱く方のために、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について広く周知を行います。

成年後見制度による支援が必要な町民が利用しやすいように、制度の普及・啓発に取り組めます。

### 施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

#### ①中核機関の整備

国基本計画で示す、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能は、以下のとおりです。

- 1) 広報機能
- 2) 相談機能
- 3) 成年後見制度利用促進機能
  - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
  - (b) 担い手の育成・活動の促進  
(市民後見人や法人後見の担い手等の育成・支援)
  - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- 4) 後見人支援機能
- 5) 不正防止効果

令和3年10月に、中核機関の役割を果たす「成年後見支援センター」を開設しました。一次中核機関、二次中核機関のそれぞれの実施方針は以下のとおりです。

#### 一次中核機関

福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センターが連携し、広報機能、相談機能の充実に努めます。

パンフレット等を活用した成年後見制度の周知・啓発や相談窓口の周知、専門職による相談会の開催や講演会等で、制度の理解を促進します。町民への広報も大切ですが、それ以上に支援者へ幅広く周知していく必要があります。

#### 二次中核機関

神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町の各町と連携し、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、不正防止等、より専門的な個別相談対応力の強化について、推進していきます。

## ②地域連携ネットワークの構築

専門職（弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会等）や関係機関と連携・協働し、支援を必要とする本人を中心とするチームを支える、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を目指します。

そのため、「地域ケア推進会議」、「地域自立支援部会」等を活用し、高齢者や障がいのある人の枠を超えた権利擁護に資する事例検討の場を設けます。併せて、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町の各町との連携に努め、国の基本的な考え方でもある、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を活用できる仕組みづくりについても検討を進めます。

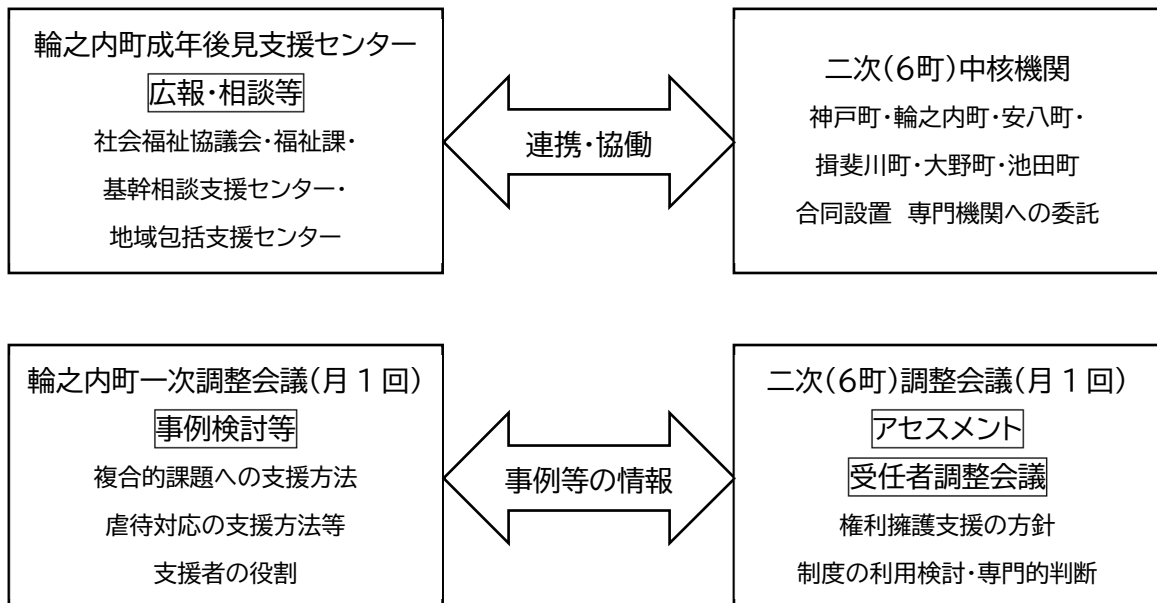
## ③成年後見人等担い手の確保と支援

現在、成年後見人等については、親族または弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任しています。今後に向けては、市民後見人や法人後見等の活用も考えられることから、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町の各町との連携・協働による広域での市民後見人養成を検討します。また、後見人としての活動を支える体制の整備として、成年後見人等が意図せずに不適切な後見人活動を行うこともあるため、後見人活動に関する相談等、後見人活動への支援を積極的に行います。

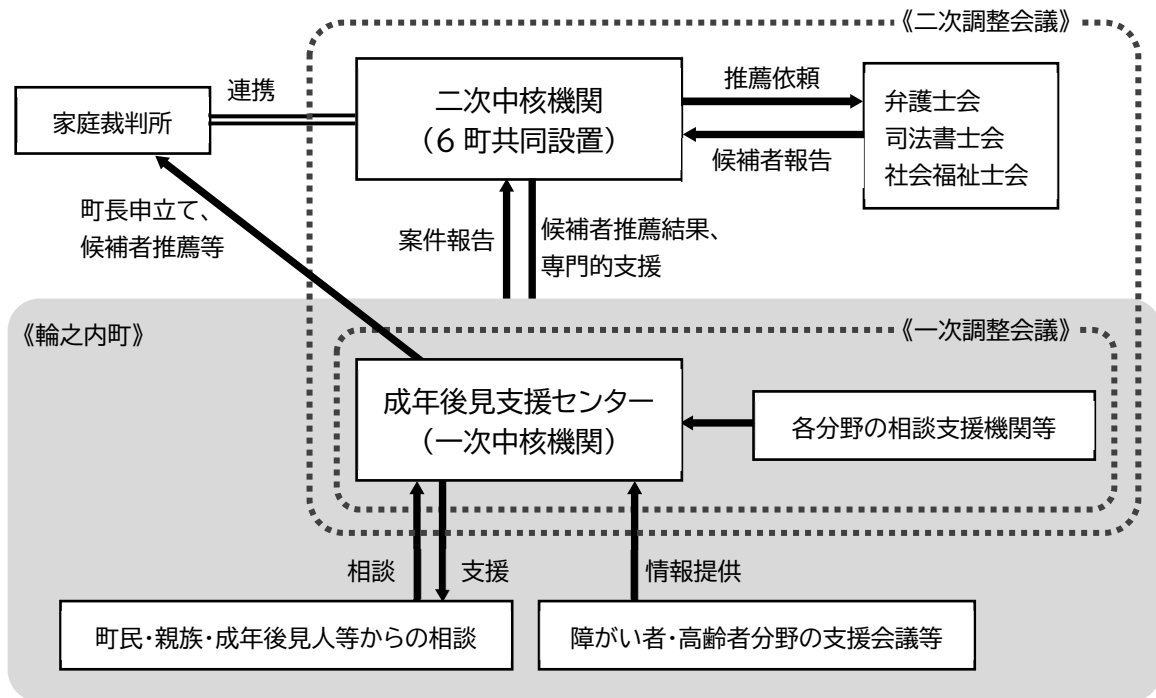
# 8 計画の推進

「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保証）」、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」という国基本計画の考え方に基づいて、計画を実行していきます。併せて、定期的に計画の進捗状況等の点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整等を行います。

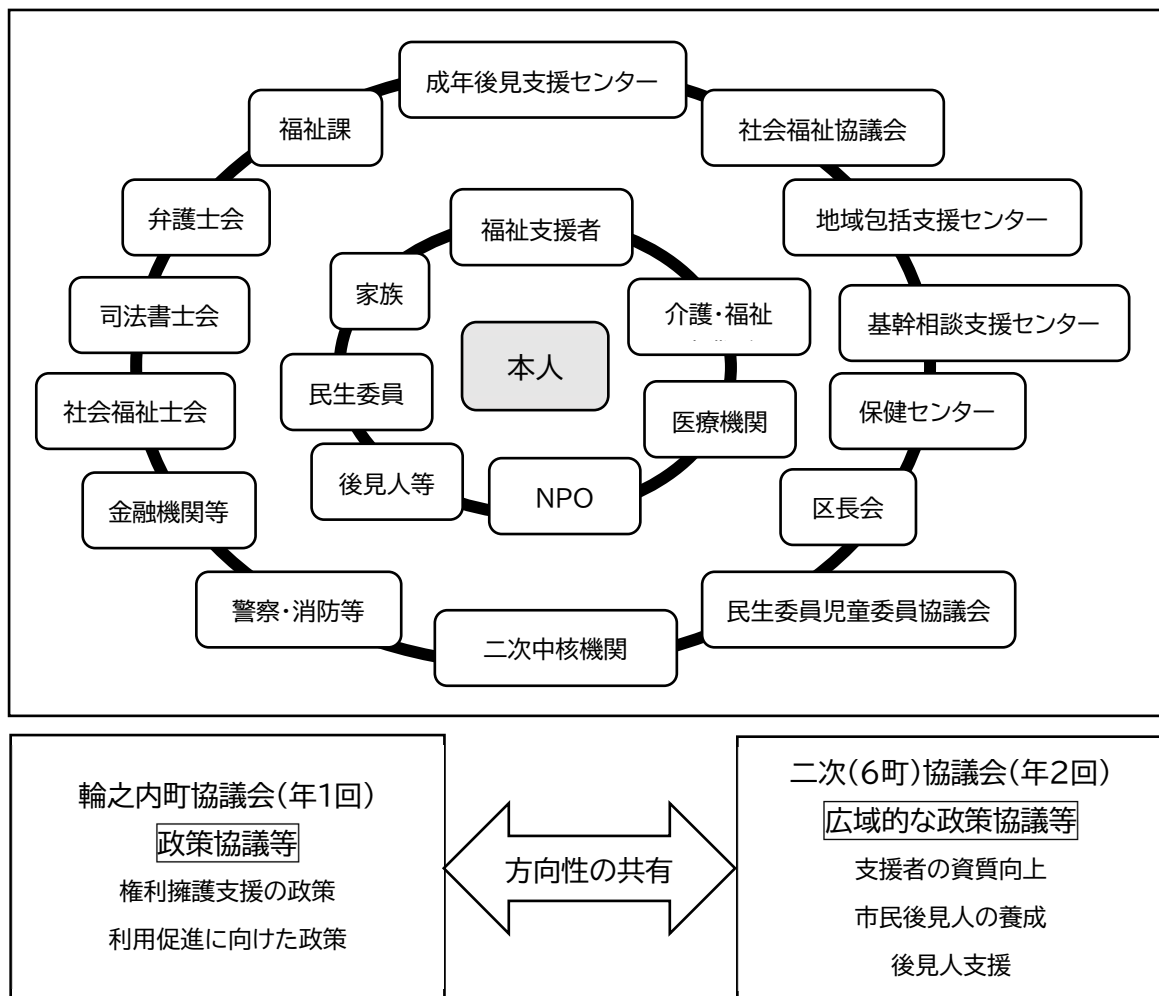
### ■【参考】輪之内町の中核機関と地域連携ネットワークのイメージ図



■一次中核機関と二次中核機関の関係(イメージ図)



■地域連携ネットワークイメージ図



## 成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
成年後見制度利用者数	1人	6人
日常生活自立支援事業利用者数	0人	3人

# 第6章 再犯防止推進計画

## 1 計画策定の趣旨

全国、岐阜県の刑法犯認知件数は、ともに年々減少傾向にありますが、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は横ばいとなっています。こうした状況を踏まえ、県は平成31年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」を策定し、国や市町村、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

本町においては、刑法犯認知件数は僅少であるものの、こうした国・県の動向に対応して、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を図るため、保護司等と連携した地域社会での継続的な支援等の取組みを進める必要があります。

## 2 計画の基本方針

本町の「再犯防止推進計画」の取組みを進めるにあたっては、国、県の計画の方針を踏まえ、

### ■国「再犯防止推進計画（第一次推進計画）」（平成30年度～令和4年度）の基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

※基本方針は第二次推進計画（令和5年度～9年度）にも踏襲される予定です。



## ■岐阜県再犯防止推進計画（令和元年度～令和5年度）の概要

### 【基本方針】

犯罪をした者等が、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、県民の犯罪被害を防止する。

### 【施策体系】

- (1) 支援機関（国、市町村、民間団体）の連携強化
- (2) 支援制度の活用促進
- (3) 支援協力者の確保・支援
- (4) 県民への啓発活動

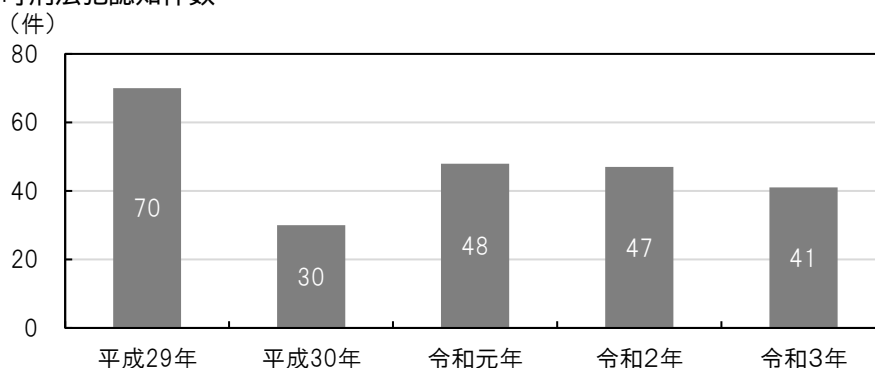
## 3 計画の期間

本町における「再犯防止推進計画」の期間は、本計画の期間と同様に、令和5年度～9年度の5年間とします。

## 4 町の概況

本町の刑法犯認知件数は、令和元年以降、減少傾向で推移しており、令和3年には41件となっています。

### ■輪之内町刑法犯認知件数



資料：岐阜県警察

## 5 施策の展開

### (1)再犯防止の推進

県の再犯防止推進計画に基づき、保護司会をはじめ関係機関と連携し、生活困窮者自立支援事業を活用する等、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。

また、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動「社会を明るくする運動」を通じ、改善更生について啓発します。

### (2)犯罪をした人の人権についての啓発

犯罪をした人に対する差別的言動等の人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。

# 第7章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画の着実な推進と実効性を確保するため、地域福祉推進委員会、同部会または各種会議の合同開催等により、本計画についての進捗状況の把握・評価、施策の推進方法、新たな課題の検討を行います。

また、住民が地域の福祉課題を話し合い、それを共有し、協働して解決していく場の一つとして、意見交換会や地域懇談会の開催を支援していきます。

## 2 計画の進捗管理

計画の効果的な推進を図るためには、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを活用し、推進していくことが重要です。

本計画の進捗管理は、関係各課の施策の進捗状況を毎年度評価・検証し、必要に応じて改善や見直しを行います。また、本計画の最終年度において、アンケート調査等から目標の達成状況等の総合的な評価を行います。

# 資料編

## 1 輪之内町地域福祉推進委員会設置要綱

令和3年12月3日

告示第79号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、輪之内町地域福祉計画及び輪之内町地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定し推進するため、輪之内町地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉の推進における地域の課題に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 自治組織又は町民団体に所属する者
- (2) 保健、医療若しくは福祉に関係のある機関又は団体に所属する者
- (3) 教育機関又は教育関係団体に所属する者
- (4) その他専門機関、団体等に所属する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。ただし、第3条第2項の規定による委嘱の後最初に行う会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料を求めることができる。

(部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項の事前調査、検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、輪之内町職員及び輪之内町社会福祉協議会職員をもって充てる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前2条の規定により会議に出席した関係者は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(輪之内町地域福祉計画・輪之内町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 輪之内町地域福祉計画・輪之内町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱  
(平成20年1月25日施行)

(2) 輪之内町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱(令和2年輪之内町告示第37号)

## 2 委員名簿

任期：令和4年1月17日～令和5年3月31日  
(敬称略)

団体名	役職等	委員氏名	摘要
東海学院大学	教授	柴崎 建	委員長
一般社団法人 岐阜県社会福祉士会	社会福祉士	浅野 愛	副委員長
輪之内町区長会	会長	三輪 靖夫	(令和3年度)
		森 正三	(令和4年度)
輪之内クリニック	院長	浅野 哲郎	
輪之内町 民生委員児童委員協議会	会長	小林 洋子	
輪之内町たんぽぽの会	代表	西脇 重子	
グループホーム ナンウェーブ	施設長	宗田 百合子	
輪之内町立小中学校校長会	代表	浅野 哲男	
輪之内交番	交番所長	野村 東光明	(令和3年度)
		赤堀 治	(令和4年度)
西美濃農業協同組合 輪之内支店	支店長	山田 千洋	

### 3 策定経過

#### 令和3年度

年月日	項目
令和3年12月15日から 12月28日	町民意識調査
令和3年12月23日から 令和4年1月19日	福祉活動者調査
令和3年12月23日から 令和4年1月19日	事業者関係者調査
令和4年3月28日	令和3年度 第1回輪之内町地域福祉推進委員会

#### 令和4年度

年月日	項目
令和4年8月1日から 8月19日	関係団体等に対する調査
令和4年11月	令和4年度 第1回輪之内町地域福祉推進委員会（書面）
令和4年10月12日から 12月2日	意見交換会（計4回）
令和4年12月27日	令和4年度 第2回輪之内町地域福祉推進委員会
令和5年1月17日から 2月7日	パブリックコメントの実施
令和5年2月24日	令和4年度 第3回輪之内町地域福祉推進委員会

## 4 用語解説

### あ行

#### 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑止のため、感染症対策に通じる所作を日常生活の中に織り込んだ、旧来どおりではない生活の仕方のこと。

#### アプリ

アプリケーションソフトウェアの略称。特定の用途や目的のために作られた、コンピューターのソフトウェア。

#### SNS(エスエヌエス)

Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

#### SDGs(エスディー・ジーズ)

平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標。17 のゴール、169 のターゲット、232 の指標が定められ、地球上の「誰一人取り残さない」ことをめざす。

#### NPO(エヌピーオー)

民間非営利団体(Non-Profit Organization)の略。営利を目的とはせずに地域などにおいて様々な社会的・公益的な活動を行う団体。

#### オンライン講座

インターネット上で受講できる授業、講座のこと。

### か行

#### 介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者。

#### 基幹相談支援センター

地域における、障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う機関。

### 協働

住民、事業者、行政など様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。

#### ケアマネジャー

介護支援専門員のこと。「介護保険法」に位置づけられた職種であり、要支援・要介護認定者の相談や心身の状況に応じるとともに、サービスを受けられるようにケアプランの作成や市町村・福祉サービス事業者・施設などとの連絡調整を行う。

#### 権利擁護

本人の自己決定や自己実現を尊重し、権利行使ができるよう支援すること。

#### 合計特殊出生率

15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとした場合の子どもの数。

#### 公証人

当事者や関係人の囑託により、民事に関する公正証書を作成し、また私署証書や定款に認証を与える権限を持つ公務員。法務大臣によって任命され、法務局または地方法務局に所属する。

#### 高齢化率

65 歳以上の人口が総人口に占める割合。

#### 子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別の支援プランの策定や、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連絡調整などにより、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う機関のこと。

#### 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

---

### コミュニティソーシャルワーカー

地域で困りごとを抱える人を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人材。

---

### さ行

#### サロン

人との会話や外出の機会があまりない高齢者や障がいのある人、また、子育ての悩みを聞いてほしい母親など、地域を拠点として、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、ともに運営していく仲間づくりの活動。

---

#### 自主防災組織

地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という目的のもと、地域の防災活動を効果的に行うための自発的な防災組織のこと。

---

#### 指定管理者制度

地方公共団体が設置する公の施設の管理を、地方公共団体が指定する「法人その他の団体」に行わせる制度。

---

#### 市民後見人

弁護士や司法書士等の資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた第三者後見人のこと。

---

#### 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された「社会福祉事業法」（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。

---

#### 食糧安全保障

すべての人が活動的かつ健康的な生活を営むために必要な食事や嗜好を満たす十分で安全で栄養価に富む食事を常に実際的かつ経済的に入手できるようにすること。

---

#### 新型コロナウイルス感染症

2019年に中国の武漢（湖北省武漢市）で初めて確認された新型コロナウイルスによる感染症。

---

#### 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がいの程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から6級に区分されている。

---

#### スクールガードリーダー

警察官OBや教職員OBといった交通安全・防犯に関する専門的な知識を有する者で地域のボランティアによる見守り活動の指導等を行う者。

---

#### 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

---

#### 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

---

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定められたもので、精神障がいのある人が申請することによって、都道府県から交付される手帳のこと。障がいの程度により1級、2級、3級に区分されている。

---

#### 成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。

---

### た行

#### ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児など、複数の支援の負担や責任を負っている状態。

---

#### 地域子育て支援センター

乳幼児を持つ子育て家族の支援や豊かな子育てをサポートするため、様々な事業を行う拠点。

---

#### 地域資源

多様な社会参加に向けた取組みに際し活用される社会福祉施設や福祉サービス事業所等のこと。

---



---

### 地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

---

### 地域包括支援センター

高齢者の生活支援や相談支援の中核的な役割を担う機関。

---

### DV(ディーバイ)

「Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス)」の略称で、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

---

### 特定相談支援事業所

市町村が指定する相談支援事業所。さまざまな相談に応じる「基本相談支援」、サービス利用を希望する方に向けた「サービス利用支援」「継続サービス利用支援」を行う。

---

### な行

#### 日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

---

#### 認知症

脳の障害によって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。

---

#### 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

---

### は行

#### 8050 問題

主に50代のひきこもりの子どもを、主に80代の親が養っている状態にあり、孤立や生活の行きづまりなどの問題を抱えていること。

---

#### ひきこもり

人間関係を取り結ぶことに悩み、学校、社会、知人、親からさえも逃避し、人間関係を拒絶している状態のこと。

---

### 避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人等、災害時に自力での避難や避難所等での生活が困難な人のこと。

---

### フレイル

健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。年齢を重ねていくと、心身や社会性等の面でダメージを受けたときに回復できる力が低下し、これによって健康に過ごしていた状態から、生活を送るために支援を受けなければならない要介護状態に変化していく。

---

### 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

---

### 保護司

犯罪をした者や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、生活環境の調整、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

---

### ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

---

### ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアを必要とする人・組織などをつなぐ専門職、またはその立場のこと。

---

### ボランティアセンター

ボランティアに関する情報提供や参加の促進など様々な支援を行うとともに、活動の場の拠点となるところ。

---

### ま行

#### 身元保証

主に被用者が使用者に損害を負わせた場合に、保証人がその損害を補填することを言う。福祉の分野では、入院時や施設入居時に身元保証人を求められるケースが多く見受けられる。

---

### 民生委員児童委員

民生委員法に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

---

### や行

#### ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。

---

### ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。

---

### 要支援・要介護認定者

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村（安八郡では安八郡広域連合）に認定された人。介護保険の利用には、要介護認定を受けなければならない。

---

### 要配慮者

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。

---

### ら行

#### 療育手帳

知的障がい児及び知的障がい者を対象に、都道府県知事が交付する障がい者手帳のこと。岐阜県では、障がいの程度によりA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されている。

---

---

## 第4期輪之内町ささえあいプラン

輪之内町地域福祉計画

輪之内町地域福祉活動計画

輪之内町成年後見制度利用促進基本計画

輪之内町再犯防止推進計画

発行 輪之内町・社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会

編集 輪之内町 福祉課

〒503-0292

岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530-1

電話 0584-69-3128

編集 社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会

〒503-0204

岐阜県安八郡輪之内町四郷 2537-1（保健福祉センター内）

電話 0584-69-4433

発行年月 令和5年3月

---

